

令和5年度補正予算（案）

施策集

令和5年11月
環 境 省



令和5年度補正予算（案）施策集目次

(☆)：エネ特会 (★)：GX推進対策費 (△)：デジタル庁計上予算

	頁
I. 地域・くらしのGXを通じた物価高対策・国内投資促進	
・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(☆)	1
・地域再エネの最大限導入のための地方自治体の計画づくり支援(☆) (地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)	2
・初期費用ゼロ型太陽光発電等の再生可能エネルギー設備全国導入加速化支援(☆) (民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)	3
・断熱窓への改修促進(★) (断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業)	12
・既存住宅の断熱リフォーム等加速化(☆) (既存住宅の断熱リフォーム等加速化事業)	13
・業務用建築物の脱炭素改修加速化事業(★)	14
・建築物等のZEB・省CO2化促進(☆) (建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業)	15
・商用車の電動化促進事業(★)	19
・工場・事業場における先導的な脱炭素化取組の推進(☆) (工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業 (SHIFT 事業))	20
・プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進(☆) (プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業)	21
・自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた産官学連携推進事業(一部☆)	22
・食品ロス削減、サステナブル・ファッション等の推進及び「デコ活」を契機としたライフスタイル変革推進事業(一部☆)	23
・国立環境研究所防災用蓄電池設備更新整備及び有害排気浄化装置 (スクラバー) 安全確保更新整備	24
・イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業	25
II. 世界のGXに資する我が国の優れた技術への投資促進	
・脱炭素移行促進に向けた二国間クレジット制度 (JCM) の推進(一部☆) (二国間クレジット制度 (JCM) 資金支援事業)	26
・GOSATによる地球環境観測データの品質向上(一部☆) (GOSAT シリーズによる排出量検証に向けた技術高度化事業等)	27
III. 国立公園の魅力向上等を通じた地方の成長	
・自然公園等の施設の整備 (自然公園等事業等)	28
・国立公園の利用推進 (国立公園における滞在体験等の魅力向上事業)	29
・世界遺産保全管理拠点施設等の整備及び保全管理対策 (世界遺産保全管理拠点施設等整備費・世界自然遺産保全のための小笠原諸島における外来ネズミ類緊急防除事業)	30
・ごみのポイ捨て・発生抑制対策等モデル事業	32

IV. 災害対応等による国民の安全・安心の確保	
・防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援(☆) (地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業)	33
・一般廃棄物処理施設の整備 (一部☆) ※内閣府、国土交通省計上予算を含む	34
・災害に強い浄化槽の整備による防災対策の拡充	35
・災害等廃棄物処理事業費補助金	36
・廃棄物処理施設災害復旧事業費補助	37
・PCB 廃棄物処理設備の PCB 除去・原状回復等事業費	38
・課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業	39
・産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	40
・プラスチック等海洋ごみ回収・処理等支援 (海岸漂着物等地域対策推進事業)	41
・鳥獣の捕獲事業支援 (指定管理鳥獣捕獲等事業費)	42
・クマ緊急対策事業 (クマ緊急出没対応事業)	43
・昆明・モンテリオール生物多様性枠組の実施のための特別信託基金拠出金	44
・特定外来生物防除等対策事業	45
・PFAS 対策の推進 (PFAS 対策推進費)	46
・子どもの健康と環境に関する全国調査 (エコチル調査) (子どもの健康と環境に関する全国調査 (エコチル調査) の化学物質分析加速化事業)	47
・媒体横断的な環境管理の課題への対応力の強化 (国立環境研究所運営費交付金)	48
・次期環境省ネットワークシステムの構築事業 (△)	49
・次期環境省ホームページの構築事業 (△)	50
・大気汚染物質広域監視システム整備事業 (△)	51
・次期捕獲情報収集システムの構築事業 (△)	52
・国立公園業務管理システムの更改に係る調査研究事業 (△)	53
・バーゼル法及び廃棄物処理法事前相談システムの機能改修事業 (△)	54
・産業廃棄物行政情報システムの機能改修事業 (△)	55



【令和5年度補正予算（案） 13,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略。令和5年7月28日閣議決定。）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・暮らし分野の脱炭素化を推進する。

①脱炭素先行地域づくり事業への支援

2050年カーボンニュートラルを20年前倒しで実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。

※他の補助事業の優先採択等により、関係省庁と連携して支援する。

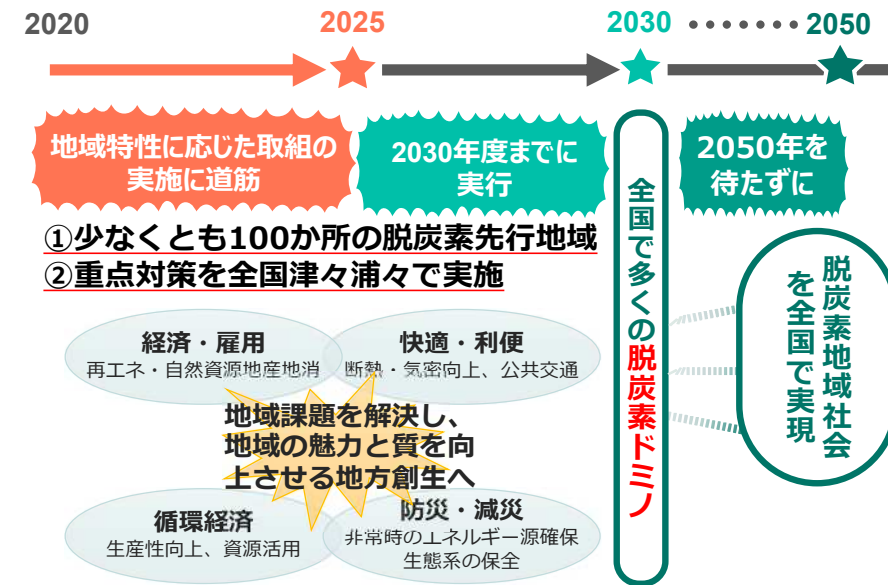
②重点対策加速化事業への支援

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

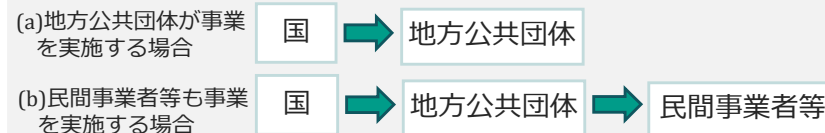
3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金 交付率：① 原則 2 / 3 ※ ② 2 / 3 ~ 1 / 3 等 ※財政力指数が全国平均（0.51）以下の地方公共団体は一部 3 / 4
- 交付対象 地方公共団体等
- 実施期間 令和5年度

4.



<参考：交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和5年度補正予算（案）1,885百万円】



地域の再エネ目標・脱炭素事業の検討や再エネ促進区域設定に向けたゾーニングの実施による計画策定等を支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「GX推進戦略」等に基づき、2050年脱炭素社会の実現に向け、地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニングを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

2. 事業内容

- ① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援**
地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。
- ② 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援**
公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。
- ③ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援**
地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要なシステム構築、事業運営体制構築や、地域脱炭素及び地域経済循環に資する多様な事業への多角化に必要な予備的実地調査等を支援する。
- ④ 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援**
再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。
- ⑤ 再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援**
再エネ促進区域等において地域共生型再エネ設備を導入するに当たっての調査検討を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 補助率 ①3/4、2/3 ②④3/4 ③2/3、1/2、1/3 ⑤1/2
上限 ①②⑤800万円、③2,000万円、④2,500万円
- 補助対象 ①④地方公共団体 ②地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
③地方公共団体、民間事業者・団体等 ⑤民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ



計画的・段階的な脱炭素への取組へ

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和5年度補正予算(案) 8,211百万円】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ(需要側需給調整力)の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

- (1) ストレージパリティ達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
- (4) 離島等における再エネ主力化に向けた設備導入等支援事業
- (5) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
- (6) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業

* ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

* EV・PHVについては(1)(2)(3)(4)(5)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEV・PHVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

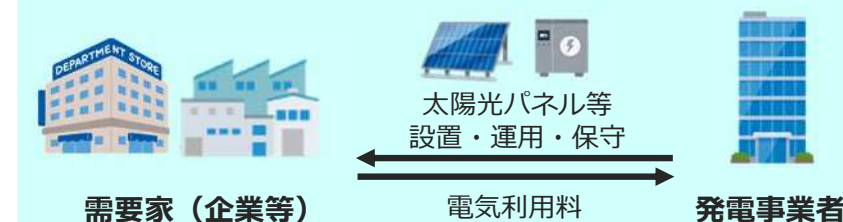
3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

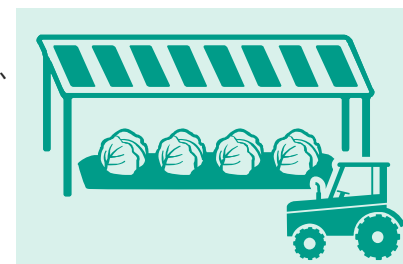
4. 事業イメージ

(1) ストレージパリティ達成に向けた太陽光発電設備等の導入

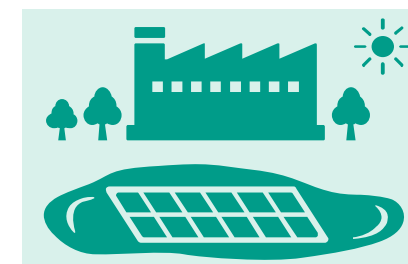
オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



(2) 新たな手法による再エネ導入



営農型太陽光(ソーラーシェアリング)



ため池太陽光

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

- 初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながらストレージパリティを達成し、我が国の再エネの最大限導入と防災性強化を図る。

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にもつながり、（電力をその場で消費する形態のため）電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。

本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態）の達成を目指す。

【補助】業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※蓄電池（V2H充放電設備含む）導入は必須

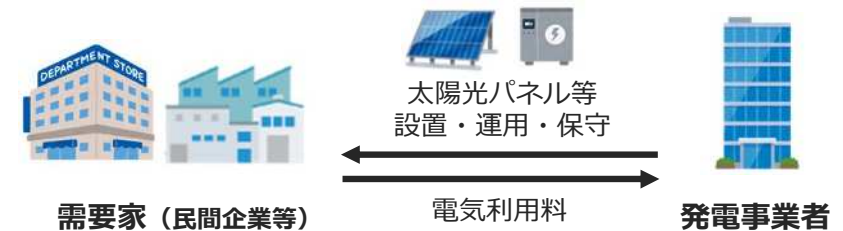
※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（戸建住宅は除く）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



太陽光発電設備の補助額

	業務用施設	産業用施設	集合住宅	戸建住宅
PPA リース	5万円/kW			7万円/kW
購入	4万円/kW			—

*新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。
*EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する
場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、

(2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省 連携事業）（1/2）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進する。

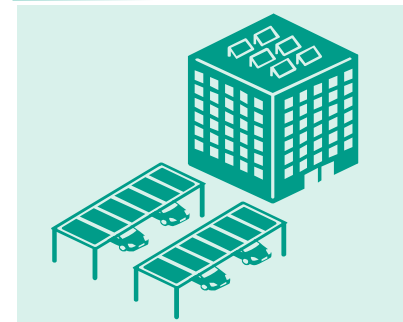
2. 事業内容

- ①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率：1/3）**
駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率：1/2）**
営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ③窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業（補助率：3/5、1/2）**
住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

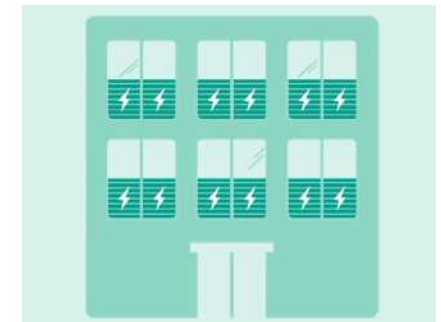
3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～③：間接補助事業（補助率：1/3、1/2、3/5）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

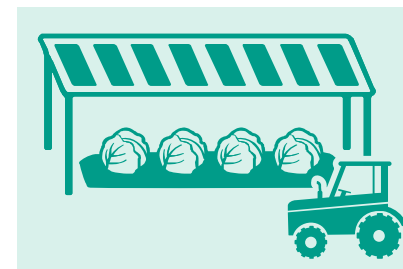
4. 事業イメージ



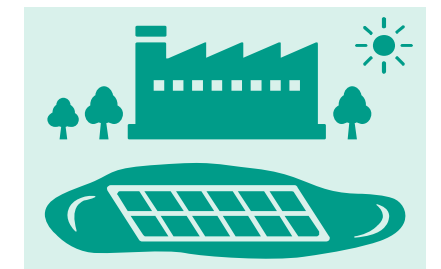
駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光発電



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



ため池太陽光

※①②コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 (2/2)



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 地域の特性に応じた、再エネ熱・未利用熱利用、太陽光発電以外の自家消費型再エネ発電等を支援。
- 2050年カーボンニュートラルの実現を見据え、民生部門電力ゼロに加えた先行モデルとして、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出や寒冷地という脱炭素化の難しい地域でのモデル創出を支援し、熱の脱炭素化を推進する。

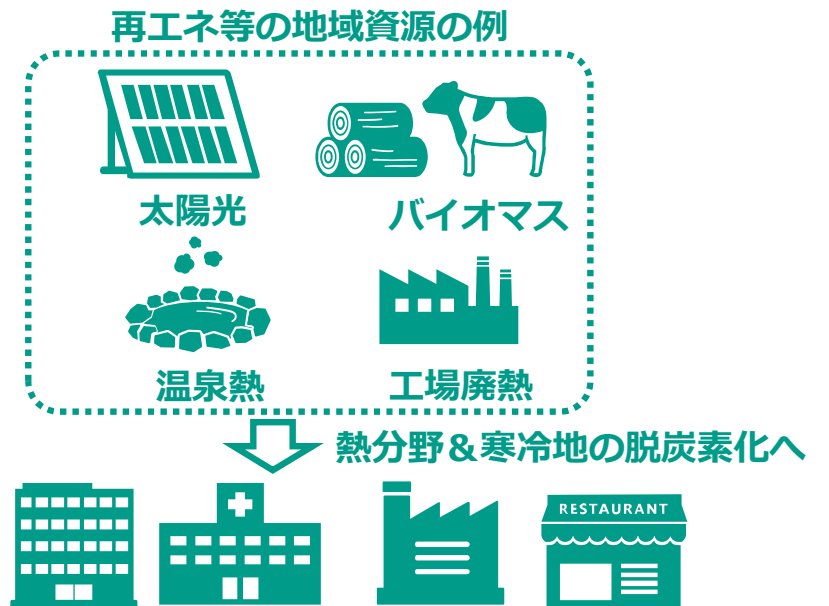
2. 事業内容

- ④再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業（補助率：3/4、1/3、1/2）
地域の特性に応じた、再エネ熱利用、未利用熱利用（工場廃熱等）、自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）等について、コスト要件（※）を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う（温泉熱の有効活用のための設備改修含む）。
- ⑤熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業地域（補助率：3/4、2/3）
地域の再エネ電気・再エネ熱・未利用熱等を活用した、(a)熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル、(b)寒冷地での脱炭素化のモデル、のいずれかに該当する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ④⑤：間接補助事業（計画策定：3/4、設備等導入：1/3、1/2、2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ



※④コスト要件

（熱利用）：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。
（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業



デマンド・サイド・フレキシビリティの創出に向けた需要側の運転制御可能な省CO2型需要側設備等を支援します。

1. 事業目的

- 変動性再エネ（太陽光・風力）の普及拡大に必要となるデマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の創出に向け、オフサイトから運転制御が可能であり、平時のエネルギー管理や省CO2化を行う需要側設備等の導入支援を行う。再エネの出力抑制の低減のため、オフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等の導入支援を行う。
- また、通信ネットワーク化し、遠隔調光等が可能なスマート街路灯等の導入支援等を行う。

2. 事業内容

① オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業

オフサイトから運転制御可能で平時のエネルギー管理や省CO2化が図れる需要側設備等（充放電設備又は充電設備、蓄電池、車載型蓄電池*、蓄熱槽、ヒートポンプ、コジェネ、EMS、通信・遠隔制御機器、自営線、熱導管等）を整備し、遠隔制御実績等を報告できる事業者に対し支援を行う。補助対象機器は、実用段階のものに限る。（実証段階のものは対象外）

*通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEV・PHVに従来車から買換えする場合に限る（上限あり）

② 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業

再エネ出力抑制の低減のための、再エネ発電事業者によるオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等を支援する。

③ 屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル事業

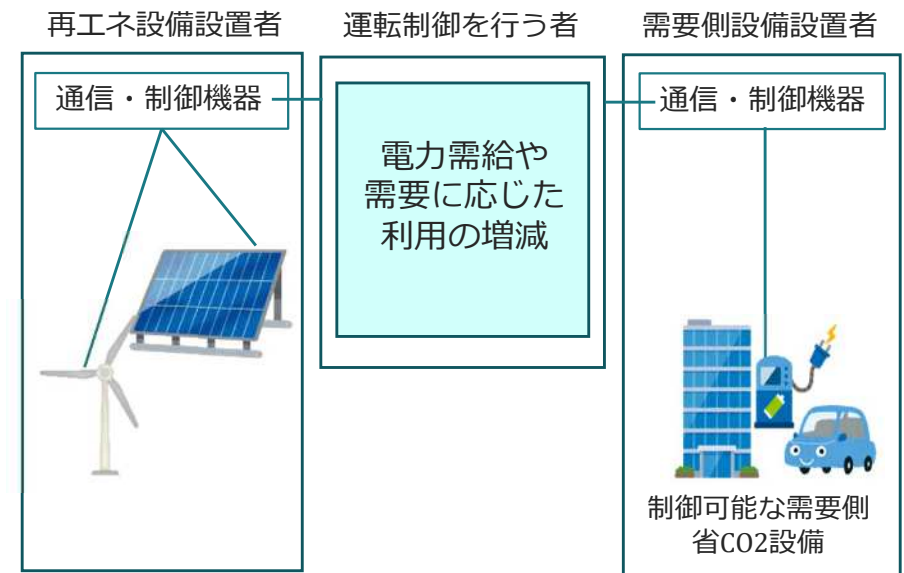
スマート街路灯（通信ネットワーク化し、遠隔調光等が可能なLED街路灯）やソーラー街路灯（太陽光発電設備及び蓄電池と一体となり、電力系統に接続されていないLED街路灯）について、計画策定や設備等導入支援を行う。また、スマート街路灯には日射計等を取り付け、地域の需給調整力の向上に必要な日射量等の気象データを収集する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：① 1/2、② 1/3*、③ 3/4、1/3、1/4）
*電気事業法上の離島は1/2
- 補助対象 民間事業者・団体・地方公共団体等
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

オフサイトから運転制御可能な需要側設備(①)や再エネ発電設備(②)



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (4) 離島等における再エネ主力化に向けた設備導入等支援事業



再エネ設備等の群単位での制御や社会的受容性の高いビジネスモデル構築により、離島等における再エネ主力化を目指します。

1. 事業目的

- 離島において、太陽光発電をはじめとした再エネ設備や需要側設備の群単位の管理・制御技術を社会実装しながら、離島全体での再エネ自給率の向上を図る。

2. 事業内容

運転制御設備導入支援事業

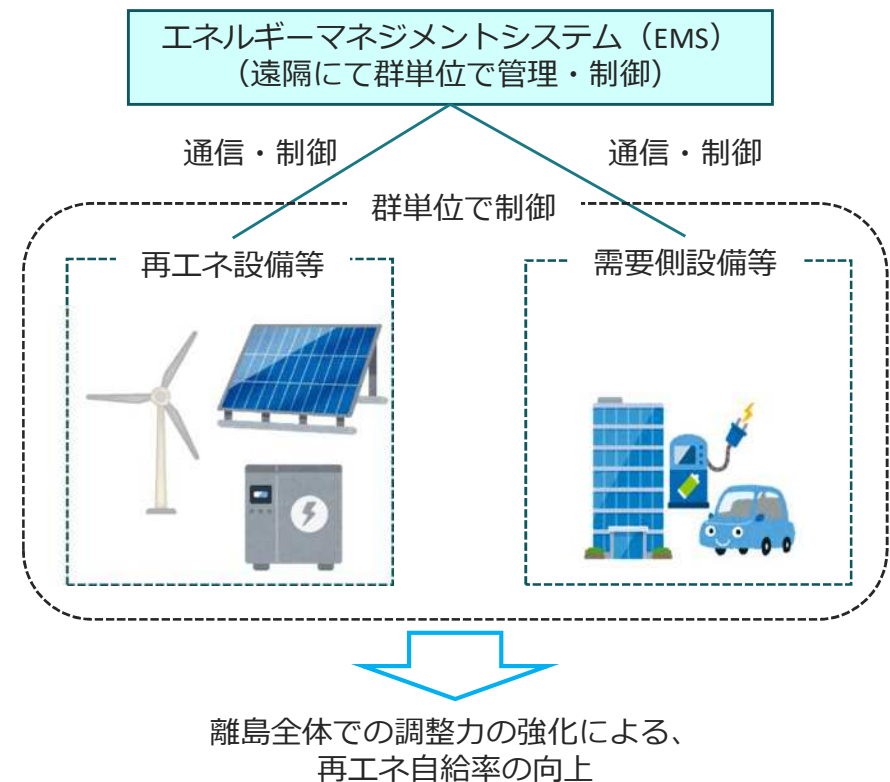
離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量に占める再エネの割合が低く、本土と比較して、実質的なCO2排出係数が高い。一方で、太陽光や風力等の再エネは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるためには、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化には、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが有効である。

そこで、離島において、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高め、CO2削減を図る取組に対して、計画策定の支援や、再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の設備等導入支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3/4、設備等導入：2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (5) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業 (1/2)



省CO2と災害時の電力確保が可能となる新手法による建物間電力融通のモデル創出を支援します。

1. 事業目的

- 民間企業等による直流給電システムを活用した平時の省CO2と災害時避難施設を両立する建物間での電力融通モデル創出を支援する。

2. 事業内容

① 直流による建物間融通モデル創出事業

直流給電システムは、交流給電システムと比べて一般的に電力変換段数が少なく、電力変換時のエネルギーロス低減による省CO2化が可能である。また、太陽光発電設備や蓄電池を給電線に直接接続できるため、災害時等に停電が発生した際にも効率的に自立運転することができる。

このような直流給電システムを複数の建物間で構築することで、一定エリア内で平時は省CO2を図りつつ、災害時には地域の避難拠点を形成できる。

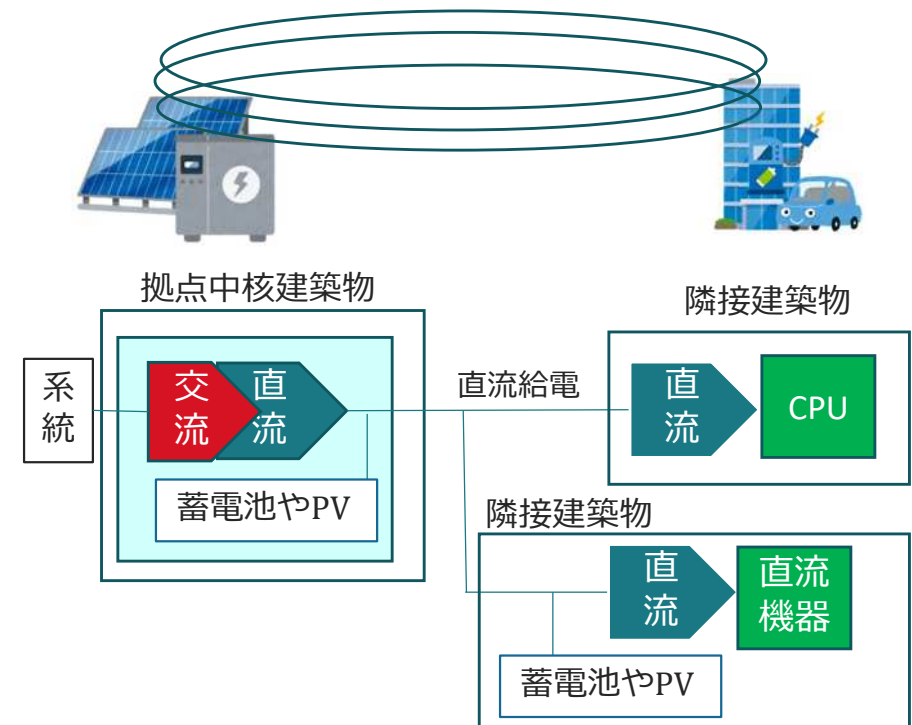
本事業では、民間企業等が、直流給電システムという新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、平時での省CO2と災害時の避難施設を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (計画策定 : 3/4、設備等導入 : 2/3、1/2)
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

直流給電システムの構築



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (5) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業 (2/2)



省CO2と災害時の電力確保が可能となる新手法による建物間電力融通のモデル創出を支援します。

1. 事業目的

- 民間企業等によるTPOモデル（第三者保有モデル）を活用した平時の省CO2と災害時の避難拠点機能を両立するための建物間での電力融通モデル創出を支援する。

2. 事業内容

②TPOモデルによる建物間融通モデル創出事業

TPOモデル（第三者保有モデル）は、需要家が初期費用ゼロで設備を導入することが可能な手法であり、今後は太陽光発電設備のみならず、蓄電池、需要側省エネ設備、自営線等も含めて、第三者による包括的な設備導入とエネルギーマネジメントを行うビジネスモデルが確立されることで、総合的な脱炭素化が加速することが期待される。

このようなエネルギーシステムを複数の建物間で構築することで、一定エリア内で平時は省CO2を図りつつ、災害時には地域の避難拠点を形成できる。

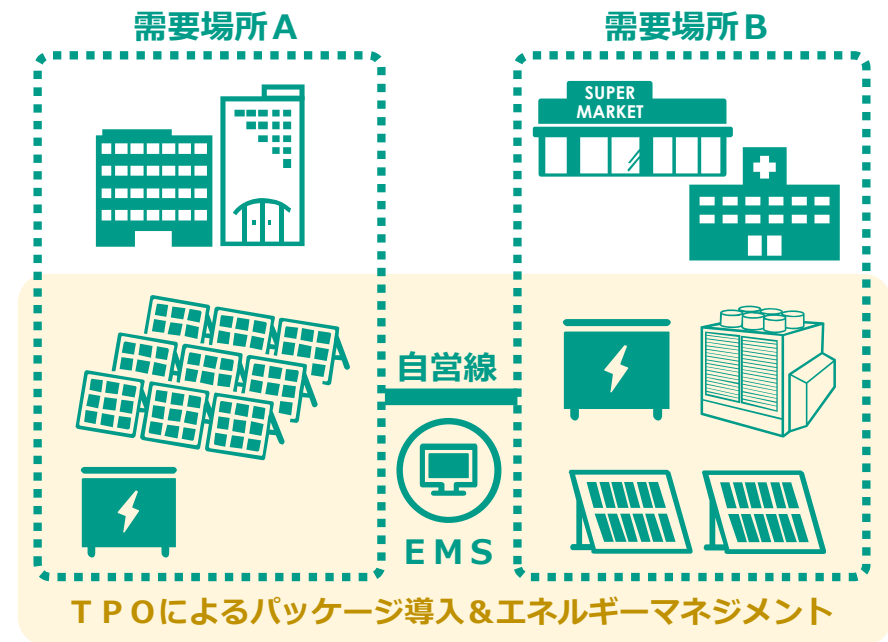
本事業では、民間企業等が、TPOモデルという新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、平時での省CO2と災害時の避難拠点機能を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う。

地方自治体と防災協定を締結する取組には重点的な支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3/4、設備等導入：2/3、1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (6) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業（総務省連携事業）



データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

- デジタル化の進行により、ICT活用による通信トラフィック及び電力消費量の激増が予測される中、2050年カーボンニュートラルを達成するには、徹底した省エネを行いながら再生可能エネルギーを100%活用するゼロエミッション・データセンターが不可欠となる。
- 再エネ活用による災害時の継続能力向上等のレジリエンス強化や地方分散立地推進も実施しながら、デジタル社会とグリーン社会の同時実現を図る。

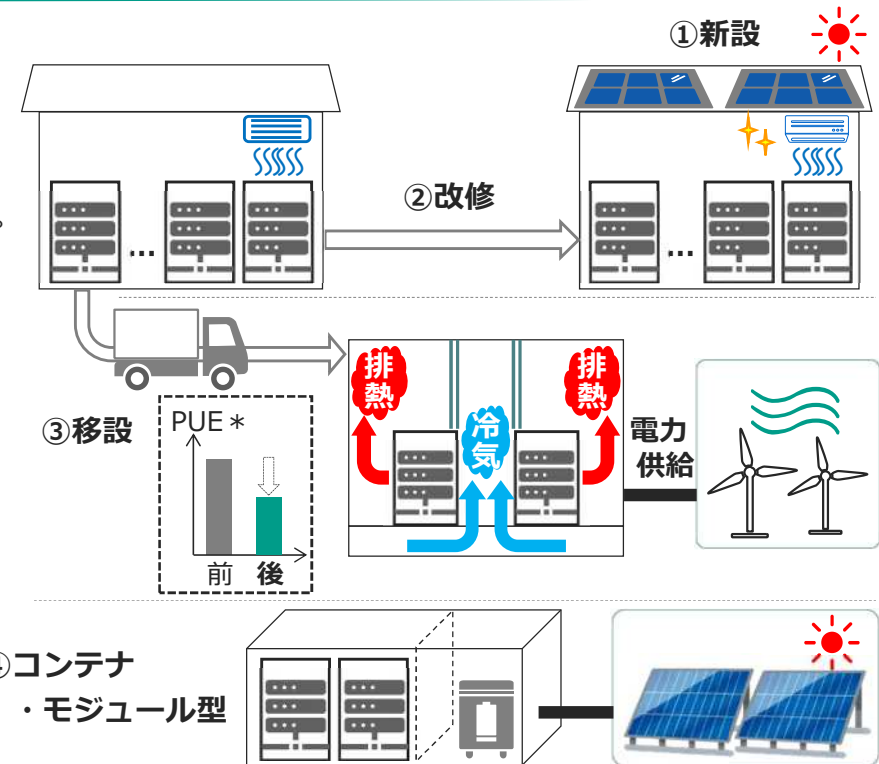
2. 事業内容

- ①地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業**
地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入への支援を行う。
- ②既存データセンターの再エネ導入等による省CO2改修促進事業**
既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修について支援する。
- ③省CO2型データセンターへのサーバー等移設促進事業**
省CO2性能の低いデータセンターにあるサーバー等について、地方に立地する省CO2性能が高いデータセンターへの集約・移設を支援する。
- ④地域再エネの効率的活用に資するコンテナ・モジュール型データセンター導入促進事業**
省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ・モジュール型データセンターについて、設備等導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：①②：1/2、太陽光発電設備・省エネ設備は1/3）
③④：一律1/3
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ



* Power Usage Effectiveness : データセンターの電力使用効率指標

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和5年度補正予算(案) 135,000百万円】



くらし関連分野のGXを加速させるため、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

1. 事業目的

- ・既存住宅の早期の省エネ化により、エネルギー費用負担の軽減、健康で快適なくらしの実現、2030年度の家庭部門からのCO₂排出量約7割削減(2013年度比)に貢献し、くらし関連分野のGXを加速させる。
- ・先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現。
- ・2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保に貢献。

2. 事業内容

①既存住宅における断熱窓への改修を促進し、くらし関連分野のGXを加速させるため、以下の補助を行う。

既存住宅における断熱窓への改修

補助額：工事内容に応じて定額(補助率1/2相当等)

対象：窓(ガラス・サッシ)の断熱改修工事

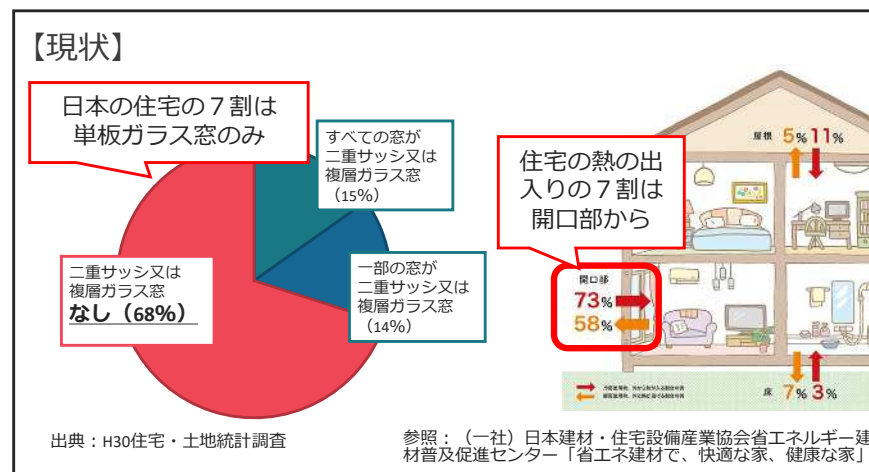
(熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トッパーランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの)

②本補助事業の運営に必要な、データ管理・分析等の支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 ②委託事業
- 補助対象・委託先 ①住宅の所有者等 ②民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度

4. 補助事業対象の例



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341



住宅ストックの脱炭素化に資する既存住宅への断熱リフォームを支援します。

1. 事業目的

- ①既存住宅の断熱性能向上による省エネ・省CO2化により、エネルギー価格高騰から国民生活を守る。
- ②2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）への貢献
- ③2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能を確保

2. 事業内容

既存住宅の断熱リフォームによる省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。

- ①既存戸建住宅の断熱リフォームに対し1/3補助
 上限：120万円/戸（蓄電システム、熱交換型換気設備等への別途補助）
- ②既存集合住宅の断熱リフォームに対し1/3補助
 上限：15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸。
 熱交換型換気設備等への別途補助（集合個別のみ））

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 住宅所有者等
- 実施期間 令和5年度

4. 補助事業対象の例

<p>外壁の断熱改修 既存の外壁の断熱材を撤去し、敷込断熱等を施工</p> 	<p>天井の断熱改修 既存天井の断熱材を撤去し、敷込断熱等を施工</p> 	<p>天井の断熱改修 既存天井をそのままに吹込断熱等を施工</p> 
<p>内窓設置 既存サッシの内側に樹脂製の内窓を設置</p> 	<p>外窓交換 古いサッシを枠ごと取外し、新しい断熱窓を取り付け</p> 	

【令和5年度補正予算(案) 11,100百万円】
 ※4年間で総額33,929百万円の国庫債務負担



既存業務用施設の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ・ 建築物分野において、2050年の目指す姿(ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能^{※1}の確保)を達成するためには、CO2削減ポテンシャルが大きい既存建築物への対策が不可欠。
- ・ 外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と、商業施設や教育施設などを含む建築物からの温室効果ガスの排出削減を共に実現し、更に健康性、快適性など、くらしの質の向上を図る。

2. 事業内容

①業務用建築物の脱炭素改修加速化支援事業

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

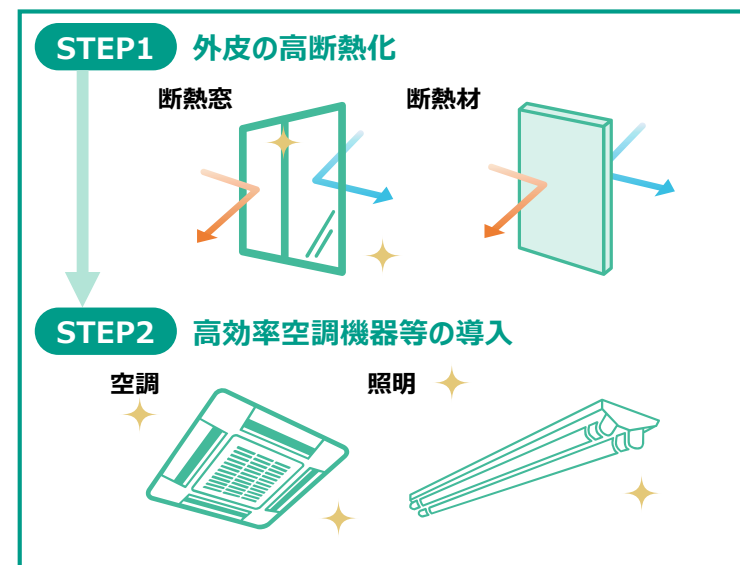
- 主な要件：改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上^{※2}削減されること(ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校等：40%)、BEMSによるエネルギー管理を行うこと等
- 主な対象設備：断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明等
(設備によりトップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすものを対象とする。)
- 補助額：改修内容に応じて定額又は補助率1/2～1/3相当等

②業務用建築物の脱炭素改修加速化支援に係るデータ管理・分析等の支援業務
 本補助事業により改修した建築物に関するデータの管理・分析等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 ②委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

4. 補助事業のイメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※1 ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

※2 改修前のBPIが1.0以下の建築物は用途に応じ40%又は50%以上



業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 2050年CN実現、そのための2030年度46%減（2013年度比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- 建築物等において外部環境変化への適応強化、付加価値向上を進め、快適で健康な社会の実現を目指す。

2. 事業内容

（1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（経済産業省連携）

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
- ②既存建築物のZEB普及促進支援事業
- ③非住宅建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

ZEBの更なる普及拡大のため、新築／既存の建築物ZEB化に資する設備機器等の導入を支援する。また、既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果の調査を支援する。

（2）省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携）

- ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
- ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

様々な業務用施設等の改修に際し、高効率な設備の導入支援を行い、熱中症対策等にも資する既存建築物の省CO2化の促進を図る。また、クーリングシェルターや災害時の活動拠点としても利用可能な独立型施設へ支援を行い、平時の省CO2化と熱中症対策・レジリエンス性能の向上を目指す。

（3）サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携）

省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入事例を創出・横展開することでサステナブル倉庫モデルの普及を図り、CO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ



施設の省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫普及



(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (経済産業省連携事業)



業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 建築物分野の脱炭素化を図るためには既存建築物ストックの対策が不可欠であり、2050年ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※1の確保を目指す。

2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

②既存建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

ZEBの更なる普及拡大のため、新築/既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

- ◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること等。
- ◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
 - ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
 - ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等。
- ◆採択時優遇：レジリエンス性の向上を図った施設や建材一体型太陽電池を導入する場合 等。

③非住宅建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

- ◆補助要件：ZEBプランナーの関与、BEIの算出、データの提供・公開 等。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (①②2/3~1/4 (上限3~5億円) ③1/2 (上限100万円))
- 補助対象 地方公共団体※2、民間事業者・団体等※3
- 実施期間 令和5年度

4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 対象外
2,000㎡~10,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

- ※1 一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。
- ※2 ①②について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。
- ※3 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。



業務用施設の省CO2化と災害・熱中症対策を同時に実現するため、高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 様々な業務用施設において、熱中症対策にも資する高効率機器等の導入を支援することにより、既存建築物のCO2排出量を削減する。
- クーリングシェルターや災害時の活動拠点としての活用も可能となる、フェーズフリー性とエネルギー自立性を兼ね備えた省CO2移動独立型施設（コンテナハウス等）の普及促進を目指す。

2. 事業内容

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業 (一部国土交通省連携事業)

様々な業務用施設等の改修に際し、高効率な設備の導入支援を行い、熱中症対策等にも資する既存建築物の省CO2化の促進を図る。(補助率: 1/3)

- クーリングシェルターの普及を図るため、既存建築物への高効率空調等の導入を支援する。(上限: 1千万円)
- 高効率機器への更新による既存民間建築物の省CO2化を支援する。(上限: 5千万円)
- オーナーとテナントがグリーンリース契約等を選び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。(上限: 4千万円)
- 空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、高効率機器の導入を支援する。(上限: なし)

◆補助要件: 各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等。

②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

クーリングシェルターや災害時の活動拠点としても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入支援を行い、平時の省CO2化と同時に地域の熱中症対策とレジリエンス性能の向上を目指す。(補助率: 1/2)

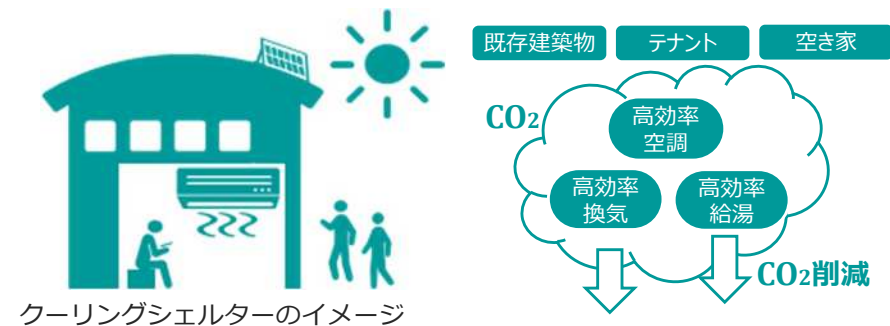
※コンテナハウス本体は補助対象外。

3. 事業スキーム

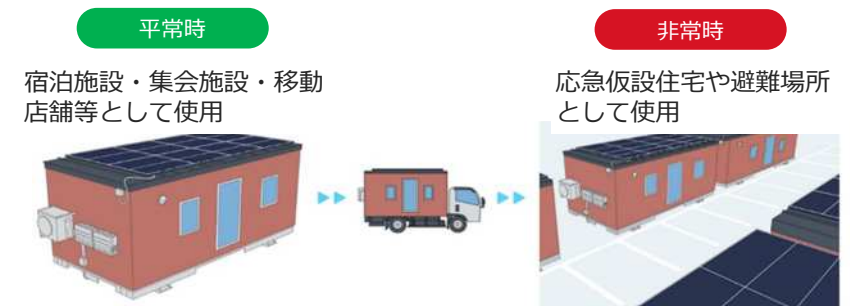
- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ



②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ





物流施設における省CO2型省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入を支援します。

1. 事業目的

- 補助事業実施による省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入事例を創出・横展開することでサステナブル倉庫モデルの普及を図り、業界全体におけるCO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現する。
- 自動化機器・システム等及び再生可能エネルギー設備を同時導入することで、CO2排出削減や担い手不足対策だけでなく、災害時におけるサプライチェーンの維持等、地域課題の解決にも貢献する。

2. 事業内容

2050年のカーボンニュートラルに向けて、社会全体におけるCO2排出削減が求められている中で、ストックとして長期にわたりCO2排出に影響する物流施設においてCO2排出を削減することは、物流業界全体におけるCO2排出削減に大きく貢献する。

また、ドライバーの時間外労働時間の上限規制による輸送能力の不足等のいわゆる2024年問題の解決に向けて、サプライチェーンの結節点である物流施設においても、保管作業の省人化のみならず、荷役作業を含めた物流施設全体の省人化を促進する必要がある。こうした中で、①省CO2化・省人化機器等の導入によるエネルギー消費削減、②保管作業や荷役作業の省人化に伴う照明・空調のエネルギー消費削減、③再エネ設備の導入によるエネルギー供給を同時に行う事業について、その高額な初期コストを補助することにより、サステナブル倉庫モデルを構築・展開し、業界全体におけるCO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現する。

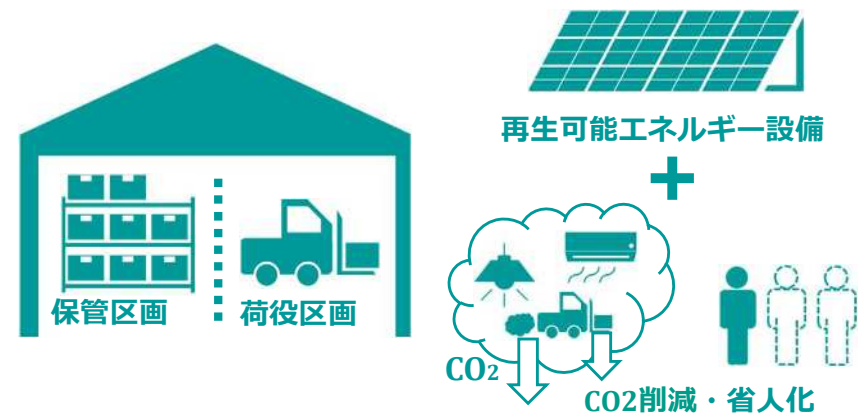
○補助対象：物流施設における省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入を行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (1/2) (上限 1 億円)
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和 5 年度

4. 事業イメージ

● 補助対象事業のイメージ



● 省CO2化・省人化機器等の例



※導入により省CO2化されるものに限る。



【令和5年度補正予算（案） 40,900百万円】

2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシー・バスの電動化を支援します。

1. 事業目的

- ・ 運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約2割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約4割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46%減）の達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV等）は必要不可欠である。
- ・ このため、本事業では商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

本事業では、商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化（BEV、PHEV、FCV等※）のための車両及び充電設備の導入に対して補助を行うことにより、今後10年間の国内投資を呼び込み、商用車における2030年目標である8トン以下：新車販売の電動車割合20～30%、8トン超：電動車累積5000台先行導入を実現し、別途実施される乗用車の導入支援等とあわせ、運輸部門全体の脱炭素化を進める。また、車両の価格低減やイノベーションの加速を図ることにより、価格競争力を高める。

具体的には、省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、BEVやFCVの野心的な導入目標を作成した事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド車、FCV：燃料電池自動車

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：2/3、1/4等）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

【トラック】 補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象
車両の例



EVトラック/バン



FCVトラック

【タクシー】 補助率：車両本体価格の1/4 等

補助対象
車両の例



EVタクシー



PHEVタクシー



FCVタクシー

【バス】 補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象
車両の例



EVバス



FCVバス

【充電設備】 補助率：1/2 等

補助対象
設備の例



充電設備

※本事業において、上述の車両と一体的に導入するものに限る



工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援します。

1. 事業目的

- 2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度削減目標の達成に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組※を推進し、また、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。 ※削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ
- さらに、脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、個社単位の取組を超えて、企業間で連携してバリューチェーンの脱炭素化に取り組む先進的なモデルを創出する。

2. 事業内容

①CO₂削減計画策定支援（補助率：3/4、補助上限：100万円）

中小企業等による工場・事業場でのCO₂削減目標・計画の策定を支援
 ※ CO₂排出量を見る化するDXシステムを用いて運用改善を行うDX型計画は、補助上限200万円

②省CO₂型設備更新支援

A.標準事業 CO₂排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備更新を支援（補助率：1/3、補助上限：1億円）

B.大規模電化・燃料転換事業 主要なシステム系統でi) ii) iii)の全てを満たす設備更新を支援（補助率：1/3、補助上限：5億円）

i)電化・燃料転換 ii)4,000t-CO₂/年以上削減 iii)CO₂排出量を30%以上削減

C.中小企業事業 中小企業等による設備更新に対し、i) ii)のうちいずれか低い額を支援（補助上限：0.5億円）

i)年間CO₂削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO₂(円) ii)補助対象経費の1/2(円)

③企業間連携先進モデル支援（補助率：1/3、1/2、補助全体上限5億円）

Scope3削減に取り組む企業が主導し、サプライヤー等の工場・事業場のCO₂排出量削減に向けた設備更新を促進する取組を支援（2カ年以内）

④補助事業の運営支援（委託）

CO₂排出量の管理・取引システムの提供、実施結果の取りまとめ等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①、②、③間接補助事業 ④委託事業
- 補助・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

① CO₂削減計画策定支援 ②省CO₂型設備更新支援

事業者	支援・補助
CO ₂ 削減目標・計画の策定	計画策定補助
CO ₂ 削減計画に基づく設備更新、電化・燃料転換、運用改善	設備更新補助
CO ₂ 削減目標の達成 ※未達時には外部調達で補填	CO ₂ 排出量の管理・取引システムの提供

【主な補助対象設備】



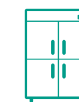
空調設備



給湯器



コージェネ



冷凍冷蔵機器



EMS

③企業間連携先進モデル支援

※再エネ設備は、他の主要設備とセットで導入する場合に限る。



プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業



【令和5年度補正予算（案） 3,235百万円】 環境省



プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等の導入支援による循環経済への移行を推進します。

1. 事業目的

プラスチック資源・金属資源等のリサイクル設備、バイオマスプラスチック等の製造設備及び廃棄物エネルギーの有効活用のための設備の導入支援により、国内設備での資源確保を通じて地方創生や産業競争力及び経済安全保障の強化に貢献するとともに、化石由来資源、石炭等の価格高騰に対応しつつ、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。

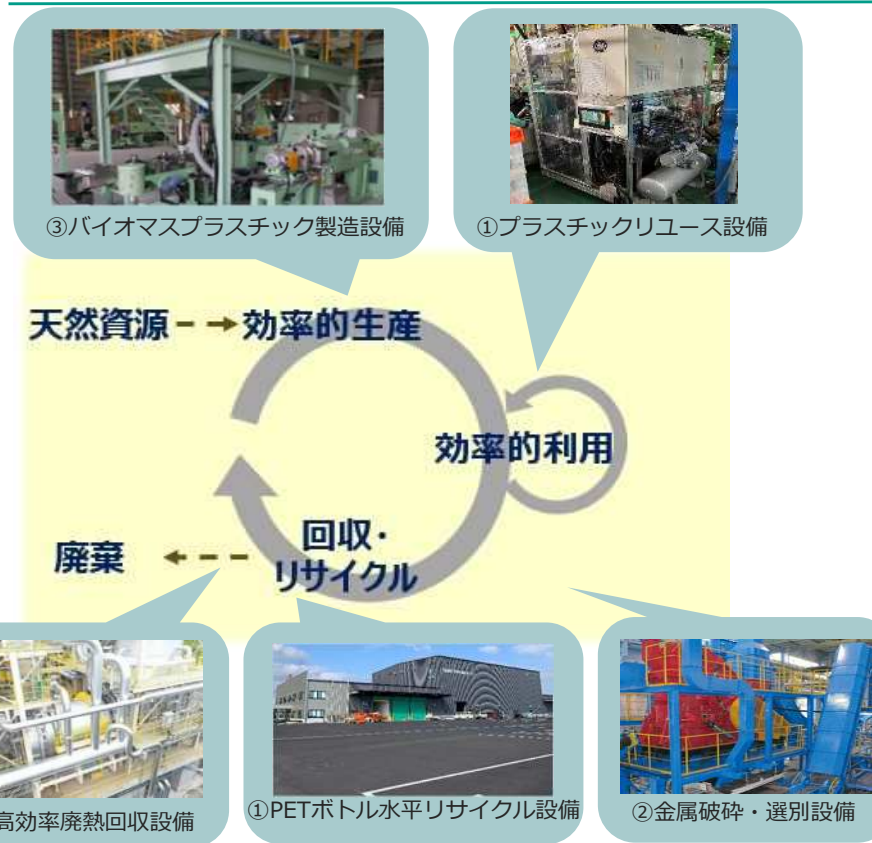
2. 事業内容

- ①省CO2型プラスチック高度リサイクル設備等導入支援
プラスチックの回収・リサイクルの迅速化・効率化を進めるため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテラー・ユーザー・リサイクラー）を通してリサイクル設備等の導入を支援する。また、プラスチック使用量削減に資するプラスチックのリユース（トナー容器等）に必要な設備を支援対象にすることでさらなる脱炭素化を図る。
- ②金属・再エネ関連製品等の省CO2型資源循環導入支援
国内資源に限りがあることから、有用金属を含む廃棄物いわゆる都市鉱山や工程端材及び今後排出が増加する再エネ関連製品（太陽光パネル・リチウム蓄電池等）のリサイクルを促進するため、必要な設備導入を支援する。
- ③バイオマスプラ製造設備導入支援
化石資源由来のプラスチックを代替する再生可能資源由来素材（バイオマスプラスチック等）の製造設備導入を支援する。
- ④高効率廃熱回収設備等導入支援
リサイクル残渣等のリサイクルが困難な廃プラ等について、焼却する際に生じる廃熱を高効率で熱回収する、又は石炭等のエネルギー代替として利用するために必要な設備の導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153、廃棄物規制課 電話：03-6205-4903

自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた産官学連携推進事業（経済産業省連携事業）



【令和5年度補正予算（案） 1,679 百万円】



資源循環に関わる国際環境変化に対応し、産官学で一致団結し、我が国の勝ち筋を見定めます。

1. 事業目的

- ・ 欧州における自動車に一定比率以上の再生プラスチックの使用を義務化する提案（ELV規則案）やストックホルム条約（POPs条約）等への対応として、日本の自動車産業においては高品質な再生材の利用拡大に向けた技術と体制構築が必要。
- ・ 産官学で一致団結し、国際的な環境対応を経済成長の原動力にしていく我が国の勝ち筋を見定める。

2. 事業内容

- 諸外国においては、国内における戦略的な技術開発と、その技術を生かす国際ルール形成をセットで実施している。欧州におけるELV規則案や、ストックホルム条約（POPs条約）の化学物質規制等に代表されるように、経済活動に係る国際ルールと企業の環境対応が密接な関係性になりつつある。資源循環に関わる国際的な環境対応の情勢の分析を踏まえたアプローチが環境・産業政策として必要である。

※ELV規則案（欧州委員会により新車への再生プラ利用目標25%が提案）

※POPs（残留性有機汚染物質：Persistent Organic Pollutants）

- 本事業においては、

- ① EUの動向やPOPs条約等の国際環境やルール形成の調査と戦略検討
- ② 再生材の供給力を増やすための業界横断的なマテリアルフロー分析の実施
- ③ AI等を活用した脱炭素型の高度な自動車部品解体プロセス等の技術実証
- ④ リサイクル阻害となるPOPsを含む廃プラの高度選別技術の実機の実証事業
- ⑤ 日本としての戦略的対応を進めるための産官学のコンソーシアムの立上げを実施し、循環経済の加速化と我が国の勝ち筋を見定める。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

事業①②⑤

国際環境等の調査

マテリアルフロー分析

コンソーシアムの立上げ

事業③④

精緻な動きができる医療用機器やAI等を作業技術に転用／応用する



自動車リサイクルに関わる



製造業とリサイクル業の連携での環境対応と経済成長

ネットゼロ（炭素中立）・サーキュラーエコノミー（循環経済）・ネイチャーポジティブ（自然再興）の同時達成を推進

お問合せ先：環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153



【令和5年度補正予算（案） 570百万円】

食品ロス削減、サステナブル・ファッション等による循環型社会の実現に向けた支援及びデコ活等の推進により、将来にわたる質の高い暮らしを実現します。

1. 事業目的

- (1) 食品の消費行動に伴う家計負担の軽減等にも資する食品ロス削減対策の地域実装を支援する。
- (2) 使用済み衣類の利用促進等のサステナブル・ファッションの推進による循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の加速化に向けた支援を行う。
- (3) 自治体・企業・団体・消費者と連携した国民運動として、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを社会実装するため、プロジェクトを展開する。

2. 事業内容

- (1) 食品ロス削減対策の地域実装の支援
 - ・ 外食時の食べ残しの持ち帰り（mottECO：モッテコ）導入モデル事業
 - ・ 売れ残り食品廃棄防止対策導入モデル事業
- (2) 使用済み衣類の利用促進等によるサステナブル・ファッションの推進
 - ・ 使用済み衣類の利用促進のためのモデル事業の実施
 - ・ 生活者が手軽に衣類等を回収に出しやすい環境づくりの検討
- (3) 「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業
 - ・ 自治体・企業・団体・消費者等と連携を図りながら、国の予算を梃子に民間資金を動員し、脱炭素にとどまらない資源循環やネイチャーポジティブ等も含めた生活領域全般における「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービス等を効果的・効率的に社会実装するためのプロジェクトを支援・実施し、国民・消費者のライフスタイル変革を促進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 請負事業、(3) 委託事業、間接補助事業（補助率 定額）
- 委託先等 (1) (2) 請負事業：民間事業者・団体等
(3) 委託事業：民間事業者・団体等、補助事業：地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ



京都市における衣類回収の様子



【デコ活推進事業】
食品ロスやファッションを含む生活領域全般において国民・消費者の行動変容・ライフスタイル変換を促進



お問合せ先：

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336 リサイクル推進室 電話：03-6205-4946、03-5501-3153
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室（デコ活応援隊） 電話：03-5521-8341



【令和5年度補正予算（案） 654百万円】

国立環境研究所の老朽化した防災用蓄電池設備及び有害排気浄化装置の緊急更新を行います。

1. 事業目的

我が国の環境科学の中核的研究機関である国立環境研究所について、老朽化した防災用蓄電池設備及び有害排気浄化装置の緊急更新をすることにより、災害及び有害物質を扱う作業における職員の安全を確保するとともに、研究活動の中断等を防ぎ、環境科学研究の一層の推進を図る。

2. 事業内容

国立環境研究所の災害時における電源の切替えや非常照明の電源として用いられる防災用蓄電池及び実験装置から排気される有害物質の浄化を行う装置について老朽化による故障が頻発、保守部品の供給も終了し修理等による維持管理が困難な状況にある。

災害時及び有害化学物質を扱う実験時における職員の安全を確保することはもとより、本設備の予期せぬ重故障による研究活動の中断等を防ぎ、環境科学研究の一層の推進を図るため、防災用蓄電池設備及び有害排気浄化装置の緊急更新を行う。

1. 防災用蓄電池設備更新整備
2. 有害排気浄化装置（スクラバー）安全確保更新整備

3. 事業スキーム

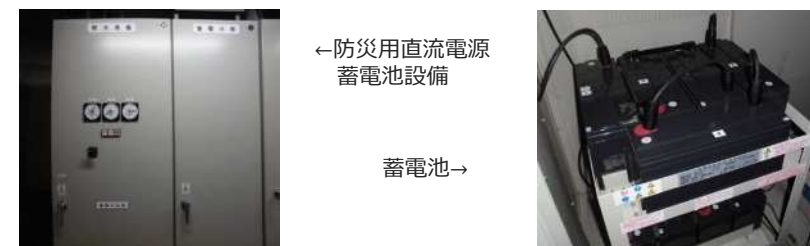
- 事業形態 施設整備費補助金
- 補助対象 国立環境研究所
- 実施期間 令和5年度

4. 整備イメージ及び故障の状態

有害排気浄化装置（スクラバー）



防災用蓄電池設備



イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業



【令和5年度補正予算（案） 117百万円】

環境スタートアップの研究開発・事業化を支援し、持続可能な社会の実現に向けたイノベーションを創出します

1. 事業目的

環境スタートアップの研究開発（フェーズ1：採算性調査（F/S）及び概念実証（PoC）、フェーズ2：技術開発（R&D））から事業化までを切れ目なく支援することで、「ネットゼロ」、「循環経済」、「ネイチャーポジティブ」の統合的推進に向けたイノベーションの創出を図るとともに、環境ビジネスの創出・拡大及び雇用の増加に貢献する。

2. 事業内容

（1）環境スタートアップ特化型の研究開発支援【88百万円】

優れた技術シーズを持つ環境スタートアップの研究開発をF/S、PoCで幅広く支援しつつ、有望案件を絞り込んでR&Dで集中的・継続的に支援することで切れ目のない支援を実施。また、既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションによるR&Dの枠を新たに創設し、社会実装に向けた取組を強化。

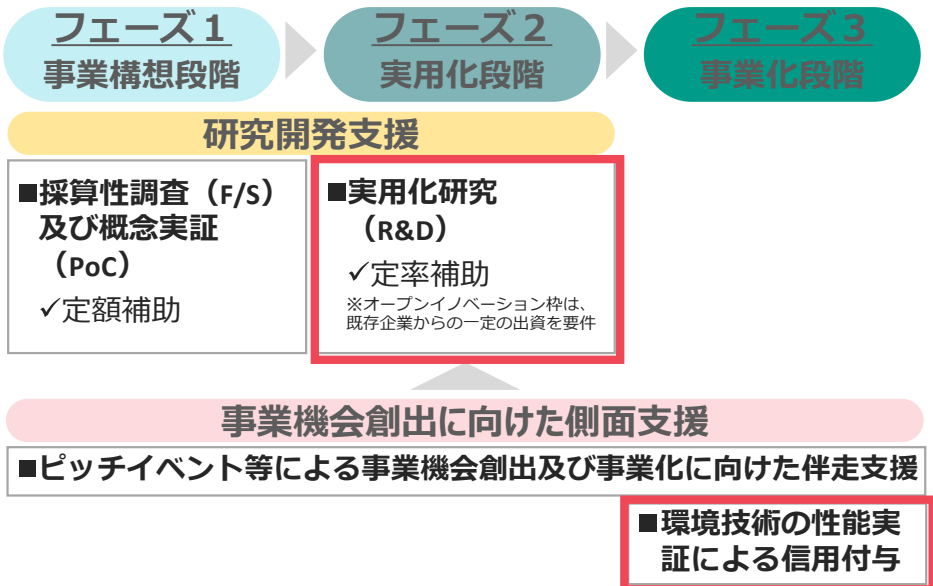
（2）環境技術の性能実証による信用付与【29百万円】

先進的な環境技術の環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証。その性能への信用付与により、環境技術の普及を促すとともに、事業拡大を支援。

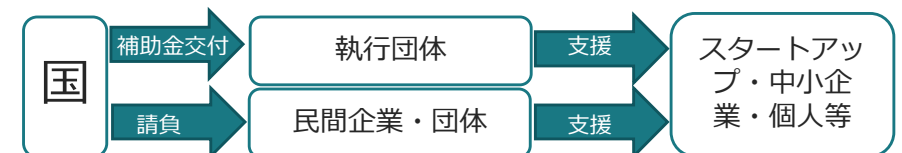
3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 間接補助（定額、定率） (2) 請負事業
- 補助対象・請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ



※本予算は、SBIR制度に基づく府省庁等横断の統一プログラムに該当する予算である。



お問合せ先： 環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室

電話：03-5521-8239

二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業



【令和5年度補正予算（案）2,900百万円】

優れた脱炭素技術等の導入及び調達プロセスの能力構築により途上国の脱炭素社会への移行等を支援します。

1. 事業目的

ADB及びUNIDOへの拠出を通じたJCMスキームによる個別プロジェクト支援を行い、JCMクレジットを獲得すると同時に、アジア・アフリカ諸国等における脱炭素化と我が国企業が有する優れた脱炭素技術・製品の海外展開を促進する。

2. 事業内容

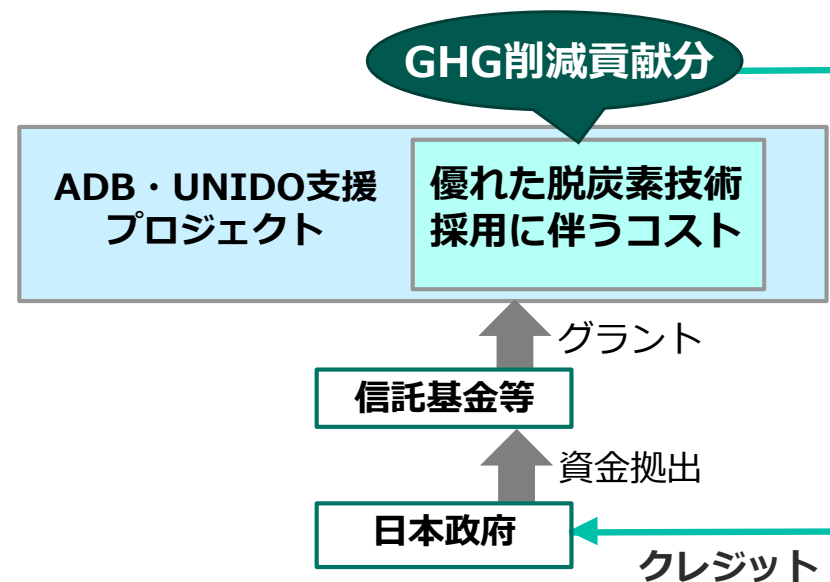
「インフラシステム海外展開戦略2025」（令和4年6月追補）及び「環境省 脱炭素イニシアティブ」（令和3月6月）に基づき、国際機関と連携して、JCMを活用した個別プロジェクトを支援する。

ADB、UNIDOを通じて、GHG排出削減プロジェクトへの資金支援を実施するとともに、JCMの国際的な認知度や信用の向上、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成等を図り、導入コスト高から進んでこなかった我が国企業が有する優れた脱炭素技術等の導入を支援。アジア・アフリカ諸国等における脱炭素社会への移行による、脱炭素技術等の市場拡大・普及展開を進めることで、我が国企業が有する優れた環境インフラの海外展開の促進につなげる。また、その貢献に応じたJCMクレジットの早期獲得を目指す。

3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 アジア開発銀行(ADB)信託基金、国連工業開発機関(UNIDO)
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ



<具体的な脱炭素技術等の事例>

- ・ 廃棄物発電技術（都市分野）
- ・ 高性能蓄電池システム（エネルギー分野）
- ・ 低ロス型送電線（エネルギー分野）
- ・ 準好気性埋立て構造（福岡方式）（メタン排出削減）

お問合せ先： 環境省 地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 電話：03-5521-8248



【令和5年度補正予算（案） 990百万円】

GOSATシリーズによる温室効果ガス観測データの品質向上のための検証観測の強化等を目指します。

1. 事業目的

地球全大気中の温室効果ガス濃度の状況を継続して把握する体制を強化するため、GOSATシリーズの3号機となるGOSAT-GW衛星を令和6年度に打ち上げることを目指している。当該衛星による観測データの精度の向上をするため、観測装置開発と機体への搭載のための改修整備を進展させ、航空機による観測体制の早期充実等を図る。

2. 事業内容

➤ GOSATシリーズによる観測データの精度の向上をするためには、航空機等からのサンプリングによる実測データを用いた検証を図ることが重要である。このため、観測装置開発・製造、機体改修、機体への搭載を進め、航空機観測体制の早期充実を図るべく、以下の措置を講ずる。

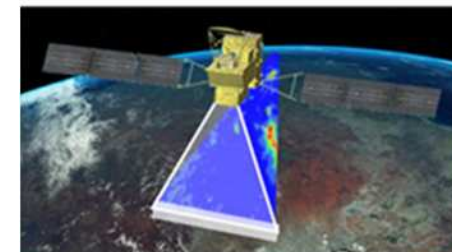
- ① 二酸化炭素連続測定装置(CME) 2台及び自動大気サンプリング装置(ASE) 3台の製造
 - ② 観測装置搭載のための機体改修、耐空適合性試験の実施
 - ③ 機体にCME及びASEを装着
- GOSATシリーズデータの更なる利用促進、新たなデータ利用者の開拓を目指し、日本発の衛星データプラットフォームへの提供を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業
- 委託・請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

- ・ GOSAT-GWは令和6年度の打上げを目指している。
- ・ GOSATシリーズの観測で得られた濃度データの比較・検証を通じた精度向上には、航空機による観測データが不可欠。



GOSAT-GW衛星観測イメージ

過去の航空機観測に使用した機材（イメージ）



ASE 自動大気採取装置
CME CO₂濃度連続測定装置

- ・ 機体改修を経て、観測装置を機体に搭載。
- ・ 二酸化炭素連続測定装置(CME)及び自動大気サンプリング装置(ASE)により、航空機の運航時に、世界各地の測定データを自動収集。

<写真出典> 国立環境研究所

お問合せ先： 環境省地球環境局総務課気候変動観測研究戦略室 電話：03-5521-8247



【令和5年度補正予算（案） 4,769百万円】

自然公園等における国土強靱化対策・持続可能な観光地域づくりを加速化します。

1. 事業目的

- ①利用者の安全確保や国土荒廃を防止するための防災・減災、国土強靱化対策の加速化
- ②激甚化した自然災害により被災した施設の迅速な災害復旧
- ③持続可能な観光地域づくりによる地方の活性化

2. 事業内容

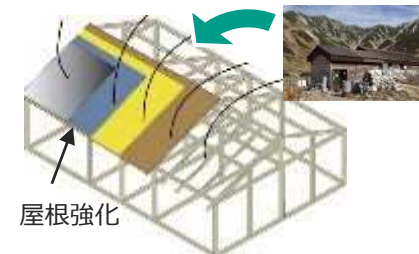
- 自然公園等施設の防災機能の強化、災害復旧
- 持続可能な観光地域づくりに資する受入れ環境の整備
 - ・災害時の一時的な避難施設等の再整備
 - ・災害時に避難するための歩道等主要動線の再整備
 - ・予防保全型管理としての長寿命化計画に基づく老朽化対策
 - ・点検等により確認された修繕が必要な施設の老朽化対策
 - ・台風等の自然災害で被災した施設の災害復旧
 - ・植生等の保全・再生による地表侵食の軽減、大規模崩落の抑制・防止
 - ・地方公共団体が実施する上記整備への支援（交付金）

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/交付金事業（国立公園50% 国立公園以外45%）
請負事業：民間、交付金事業：地方自治体
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

事例1 休憩所の安全対策



屋根強化

屋根強化・耐震化改修

事例2 主要導線の再整備



老朽化木道の改修等

事例3 持続可能な観光地域づくりに資する受入れ環境の整備



ビジターセンター(拠点施設)整備



展望園地整備

お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境整備課、総務課、国立公園課、自然環境計画課、野生生物課 電話：03-5521-8281

国立公園における滞在体験等の魅力向上事業



【令和5年度補正予算（案）1,270百万円】

国立公園利用の高付加価値化に向けて、利用拠点の面的な魅力向上に取組み、滞在型高付加価値観光を推進します。

1. 事業目的

インバウンドが本格的に回復する中、国立公園満喫プロジェクトの新たな展開として、民間活用による国立公園利用拠点の面的な魅力向上の取り組みをモデル地域において集中的に実施する。併せて、感動体験を提供するアドベンチャートラベル（AT）や廃屋撤去による引き算の景観改善を推進し、滞在型・高付加価値観光の推進を図る。

2. 事業内容

国立公園満喫プロジェクトの新たな展開として、国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設を中心とした利用拠点の面的な魅力向上に取組む。

具体的には、モデル地域において、直轄事業により民間提案を取り入れながら利用の高付加価値化の基本構想及び利用拠点のマスタープラン等を策定するとともに地域における協働実施体制を構築し、宿泊施設とアクティビティが一体となった高付加価値で持続可能な利用を推進する。

併せて、構築した協働実施体制も活用しつつ、改正自然公園法に基づく自然体験活動促進計画制度の利用により必要な許可を不要とすることで自然体験アクティビティの更なる促進を図りつつ、当該計画の作成主体となる市町村等に対し、その効果的な運用事例を示すことができるよう、ATの5つの要素（ユニークさ、自己変革、ウェルネス、挑戦、自然・文化への影響最小化）や文化的要素を備えた自然体験を展開していくための事業を自治体、関係省庁と連携して実施するとともに、利用拠点内に存在する廃屋の撤去による引き算の景観改善を進める。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ



基本構想・利用拠点のマスタープラン策定の検討・策定、地域協働体制の構築、サウンディング調査等



アドベンチャートラベルの展開に向けた地域資源の洗い出し、連携枠組みの構築、体験の磨き上げ等

廃屋撤去による景観改善



お問合せ先： 環境省 自然環境局 国立公園課 電話：03-5521-8277 / 国立公園利用推進室 電話：03-5521-8271

世界遺産保全管理拠点施設等整備費



【令和5年度補正予算（案） 360百万円】

世界自然遺産や野生生物の生息地等の保全・適正利用を推進し、持続可能な地域振興に貢献します。

1. 事業目的

- ① IUCN（国際自然保護連合）からも指摘された世界自然遺産保全管理拠点の整備により、適切な観光管理を図る。
- ② 水鳥・湿地センター等の整備・改修等を行い、国際的に重要な野生生物の生息地等の保全や適正利用を推進する。

2. 事業内容

世界自然遺産である沖縄島北部では、今後、大幅な観光需要の増加が見込まれ、国際自然保護連合から遺産観光管理施設や解説システムの設置を求められている。遺産地域の適切な保護管理を推進するとともに、遺産地域周辺も含めた滞在体験の魅力向上・地域活性化を図るため、やんばる世界遺産センター（仮称）を整備する。

また、ラムサール条約湿地に登録された国指定涸沼鳥獣保護区において、自然とのふれあい、自然環境学習、保全調査等の拠点施設として、涸沼水鳥・湿地センター（仮称）を整備する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

○ 保全管理拠点等の整備



普及啓発、立入手続、レクチャー、展示、調査研究等の機能

VRなど魅力的で訴求力の高い展示

- 価値の享受
- 満足度向上
- 長期滞在促進



世界遺産やラムサール条約湿地等の我が国の傑出した自然環境や野生生物の生息地等を保全するとともに、適正な利用を推進し、地域の持続可能な観光振興に寄与

お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課 電話：03-5521-8274 / 環境省自然環境局野生生物課 電話：03-5521-8282

世界自然遺産保全のための小笠原諸島における外来ネズミ類緊急防除事業



【令和5年度補正予算（案）197百万円】

世界自然遺産の小笠原諸島における抜本的な外来種（ネズミ類）対策の実施により、遺産価値を維持します。

1. 事業目的

- ① 小笠原諸島において、遺産価値として特に高く評価されている希少カタツムリ類・希少植物類を、外来のネズミ類等による食害から防除するため、抜本的な外来種（ネズミ類）対策を実施する。
- ② 遺産価値を維持し、世界自然遺産のネームバリューに大きく依存している小笠原の宿泊・飲食サービス業の経済的損失を防ぎ、小笠原の地域経済を守る。

2. 事業内容

- ・ 小笠原諸島は、進行中の生物進化の顕著な見本である生態系が世界的に高く評価され、2011年に「世界自然遺産」に登録された。
- ・ 一方で、遺産価値として高く評価されている陸産貝類（カタツムリ類）・希少植物類がネズミ類等による甚大な被害を受けていることから、危機遺産となり世界遺産登録抹消の恐れがある。
- ・ 遺産価値として特に重要な希少カタツムリ・希少植物を食害するクマネズミを駆除するため、本事業により
 - ① ヘリ及びドローンによる殺鼠剤の散布
 - ② ベイトステーション、かご罠による駆除
 - ③ モニタリング、効果測定、対策効果の検証
 - ④ 新たな防除技術の開発 等を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ



クマネズミによる食害を受けた希少カタツムリ



殺鼠剤散布の様子（2020年度）

- ・ ヘリポートにおけるバケツ型散布器への殺鼠剤積載作業（左）
- ・ ヘリに装着したバケツによる殺鼠剤散布（右上）
- ・ 海洋流出防止のための洋上での殺鼠剤回収作業（右下）



お問合せ先： 環境省 自然環境局 国立公園課 電話：03-5521-8277

ごみのポイ捨て・発生抑制対策等モデル事業（観光庁連携事業）



【令和5年度補正予算（案） 200百万円】

観光需要の急速な回復に伴って生じるポイ捨てやごみの発生抑制の対策に関するモデル事業を実施します。

1. 事業目的

観光需要の急速な回復に伴い、観光客が集中することによって生じる混乱、マナー違反による混乱等、いわゆる「オーバーツーリズム」への懸念が課題となっている。ポイ捨てについては、観光客（特に海外）に対しては罰則による改善は限界があるため、観光客の行動変容促進や地域連携による面的な取組により、観光地でのポイ捨て防止やごみの発生抑制を図り、環境保全と観光振興の両立や、観光地の更なる魅力向上に繋げていく。

2. 事業内容

（1）ポイ捨て・発生抑制対策等モデル事業

地域特性に応じて自治体と民間事業者等が連携したポイ捨て・発生抑制対策モデル事業の実施・効果検証により、観光地でのポイ捨て防止やごみの発生抑制を図る。

メニュー例①：デジタル技術等を用いたごみ削減に繋がる行動変容促進

ナッジの活用や観光アプリとの連携等により、ごみの発生抑制や適切な排出への行動変容に対して特典等を付与するための企画・システム開発・活用等を実施
※マイボトルの使用による容器の削減、使い捨て容器の辞退、デジタル技術と連動したごみ箱の適切な配置・活用等

メニュー例②：地域全体で取り組む観光資源を活用した3Rの推進

食べ歩きやお土産品などの観光資源にリデュース・リユース・リサイクルの観点を取り入れごみの削減に繋げる取組を地域連携により面的に実施
※エリア全体での使い捨て容器の廃止、お土産品へのリサイクル材の活用等

（2）ポイ捨て・発生抑制対策等の観光地での水平展開検討

（1）の事業の成果も含め、優良かつ先進的で観光地の魅力向上につながるポイ捨て・発生抑制対策等を取りまとめ、全国の観光地で水平展開する方策の検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

・メニュー例①のイメージ



各主体が一体となって包括的かつ継続的な対策を実施

※モデル事業の実施には自治体と民間事業者（観光協会・宿泊事業者等）との連携を要件とする。

※景観・自然環境保全効果が高い、国立公園の観光地も対策モデル事業に含める

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 電話：03-5501-3154



【令和5年度補正予算（案） 2,000百万円】

災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

①（設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。

②（詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

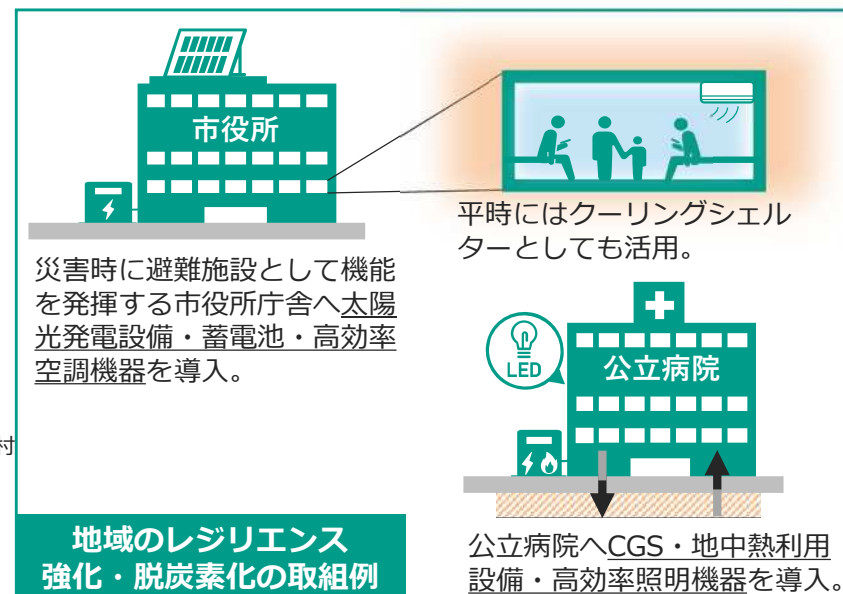
- 事業形態 間接補助 ①都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3、②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
- 実施期間 令和5年度

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設



- ・再エネ設備
- ・蓄電池
- ・CGS
- ・省CO2設備
- ・未利用エネルギー設備等



一般廃棄物処理施設の整備



【令和5年度補正予算（案）103,500百万円】

※内閣府、国土交通省計上予算を含む

防災・減災、国土強靱化、廃棄物エネルギーの利用等を推進するため一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

梅雨前線による大雨、台風第13号等により一般廃棄物処理施設が被災し、災害廃棄物も含めた廃棄物の処理に支障をきたす状況が発生したことを踏まえ、地域住民の安全・安心の確保の観点から災害時の事故リスクが懸念される一般廃棄物処理施設の整備及び更新を支援し、災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図る。

また、既存のごみ焼却施設を更新することで、エネルギー起源CO2の排出抑制を図り、廃棄物処理分野の2050年カーボンニュートラルに向けた対応を加速化する。

2. 事業内容

市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである一般廃棄物処理施設の整備等を支援し、耐水対策や災害対応拠点機能を強化した施設を整備することで防災機能の向上等を図るとともに、既存施設の更新等によりエネルギー起源CO2の排出抑制を図り、廃棄物処理分野の2050年カーボンニュートラルに向けた対応を加速化する。

具体的には、以下の施設整備事業等の一部を補助する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設
- ・基幹的設備改良事業
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率：1/3（一部1/2））
- 交付対象 市町村等
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ



老朽化及び対策不足のため、災害時の事故リスクが懸念されている施設の整備

地域の災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備等を支援



既存施設の更新等によりエネルギー起源CO2の排出抑制を図る

災害に強い浄化槽の整備による防災対策の拡充（循環型社会形成推進交付金等）



【令和5年度補正予算（案） 500百万円】



単独処理浄化槽やくみ取り槽を災害に強く早期に復旧可能な合併処理浄化槽へ転換する事業等の支援を行います。

1. 事業目的

合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、汚水処理施設整備の概成や防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、浄化槽法に基づき、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換整備を加速化するとともに合併処理浄化槽の管理向上等を図るための支援を行う。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金等により支援する。

※令和5年度補正予算では支援対象に下線部分を追加。

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）

単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の6割以上転換する事業

○汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）<R8までの時限措置>

汚水処理施設概成目標※達成のために従来の整備進捗率を上回って浄化槽整備を加速化する事業 ※都道府県構想及び同構想を踏まえ市町村が策定するアクションプランに定める目標

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

浄化槽設置・宅内配管工事、転換時の撤去、単独処理浄化槽の雨水貯留槽等再利用

○公共浄化槽の整備促進に向けたPFI事業（BTO,BOO,BOT方式）への支援

○公共浄化槽・個人設置型浄化槽の少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業

○市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築・修繕事業

○浄化槽整備効率化事業

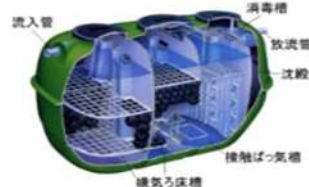
浄化槽台帳作成、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査等含む）、維持管理向上・費用低減に資する一括契約等に必要な情報集約・システム構築、講習会等

3. 事業スキーム

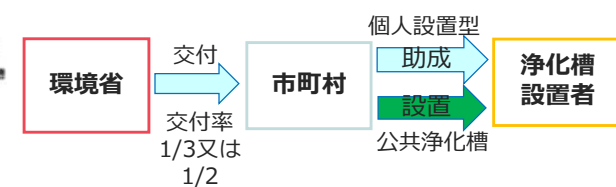
- 事業形態 交付金、補助金（交付率1/3又は1/2）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

○浄化槽のイメージ



○交付フロー



「災害に強い」合併処理浄化槽の特徴

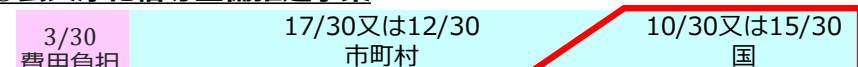
- ・分散処理のため長い管きよは不要であり地震等の災害への対応力が高い。
- ・過去の震災においても、合併処理浄化槽の破損率は低い。
- ・全損率が低いため、応急措置により個別に復旧しやすい。

<事業スキーム>

○浄化槽設置整備事業（個人設置型）



○公共浄化槽等整備推進事業



○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業



お問合せ先：環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

災害等廃棄物処理事業費補助金



【令和5年度補正予算（案） 4,857百万円】

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を支援します。

1. 事業目的

梅雨前線による大雨、台風第13号等により発生した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業に要する費用に対して補助を行い、被災者の生活の早期再建を促進し、被災市町村における早期の復旧・復興を図る。

2. 事業内容

（1）ごみ処理

市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、災害その他の事由のために実施した生活環境保全上、特に必要とされる廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業に要する費用に対する補助。

（2）し尿処理

市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集・運搬及び処分に係る事業（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものに限る。）に要する費用に対する補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（補助率1/2）
- 補助対象 市町村
- 実施期間 令和5年度

4. 補助対象



①片付けごみの収集・運搬及び処分



②損壊した家屋等の解体、がれきの収集・運搬及び処分



③仮設トイレ等のし尿収集・運搬及び処分

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-8337

廃棄物処理施設災害復旧事業費補助



【令和5年度補正予算（案） 536百万円】

被災した廃棄物処理施設の復旧を支援します。

1. 事業目的

梅雨前線による大雨、台風第13号等により被害を受けた廃棄物処理施設の災害復旧事業に要する費用に対して補助を行い、早期の廃棄物処理体制の回復を図る。

2. 事業内容

地方公共団体が行う、災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）及び産業廃棄物処理施設の災害復旧事業に要する費用に対する補助。

<施設に被害をもたらした災害>

- ・石川県能登地方を震源とする地震
- ・梅雨前線による大雨
- ・台風第6号
- ・台風第7号
- ・台風第13号 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（補助率1/2）
地方公共団体
- 実施期間 令和5年度

4. 補助対象



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-8337

PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状回復等事業費



【令和5年度補正予算（案） 3,982百万円】

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）のPCB処理施設のPCB除去及び撤去のための資金の出資等を行います。

1. 事業目的

JESCOのPCB処理施設からのPCB除去及び処理設備等の撤去のために必要となる資金の出資等を行うことで、PCB廃棄物処理事業終了後の施設からのPCB除去及び原状回復を速やかに実施し、地元自治体の安全・安心の確保に貢献する。

2. 事業内容

- ・ PCB特措法に基づき、国が中心となりPCB廃棄物処理施設の整備を推進。JESCO（政府100%出資）が全国5箇所に施設を整備。
- ・ JESCOの高濃度PCB廃棄物処理事業終了後、各処理施設から速やかにPCBを除去し、設備及び建屋の解体・撤去を含む処理施設設置場所の原状回復を行うことが必要。
- ・ PCB除去及び原状回復にかかる費用をJESCOへ出資することで、PCB廃棄物処理にかかるJESCOの財政基盤を強化し、PCB除去及び原状回復を速やかに実施する。また、PCBの除去や処理施設設置場所の原状回復が安全かつ確実に行われることで、地元自治体の安全・安心の確保に貢献する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 出資金等
- 補助対象 JESCO等
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

- ・ 高濃度PCB廃棄物処理施設（全国5箇所）におけるPCB除去及び撤去、PCB廃棄物処理の安全性等確保に向けた環境整備に関する事業に対して出資等を行う。



北九州事業所



大阪事業所



豊田事業所



東京事業所



北海道（室蘭）事業所

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室 電話：03-6457-9096

課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業



【令和5年度補正予算（案） 1,475百万円】

公共関与産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理の適正化を支援します。

1. 事業目的

- ① 公共関与産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理の適正化を図る。
- ② 事業実施により得られた知見を基に都道府県等が関与する産業廃棄物最終処分場の整備・運用を支援する。
- ③ 産業廃棄物最終処分場に対する地域住民の信頼醸成を図る。

2. 事業内容

産業廃棄物最終処理施設の維持管理、運用等の事業に係る課題が依然として認められるため、一層の適正化を図るとともに課題の抽出・検討から得た知見を共有して事業の支援を行います。

- ・国において産業廃棄物最終処分場維持管理等に係る課題の抽出・検討や本事業により得られた知見の収集・フィードバックに係る調査の実施。
- ・国が掲げる産業廃棄物最終処分場の維持管理等に係る課題の解消に資するものとして公共関与産業廃棄物最終処分場の施設整備に対して必要に応じて財政支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金 1/4,1/3
- 交付対象 都道府県/民間事業者・団体（PFI選定事業者）
- 実施期間 令和5年度

4. 活用事例

事例：沖縄県環境整備センター



安和エコパーク
(沖縄県名護市)

4分割構造とし、移動可能な
カバーによる被覆型最終処分場

最終処分場



高度処理施設



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 施設指導係 電話：03-6205-4903

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金



【令和5年度補正予算（案） 190百万円】

生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させ、地域住民の安心・安全を確保します。

1. 事業目的

令和5年3月31日の産廃特措法失効後も、都道府県等が実施する支障除去による生活環境保全の維持に必要な事業に係る費用の一部を支援することにより、生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させ、地域住民の安心・安全を確保する。

2. 事業内容

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

令和5年3月31日の特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）失効後も、生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させるために対策を行う必要がある事案を対象に、都道府県等が実施する水処理及び当該水処理に係る維持管理、モニタリングの費用の一部を補助する。



3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 1 / 3
- 補助対象 都道府県及び廃棄物処理法上の政令市
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

- ・ 過去、産廃特措法に基づく環境大臣の同意を得た事業が対象
- ・ 産廃特措法失効後も必要な水処理、モニタリング等に対する支援を実施（1/3補助）

【観測井戸】



【水処理施設】



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官付 不法投棄原状回復事業対策室 電話：03-6205-4798

海岸漂着物等地域対策推進事業



【令和5年度補正予算（案） 3,525百万円】



海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理や発生抑制対策を推進するため、地方公共団体を支援します。

1. 事業目的

近年、海洋ごみによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されている。都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

2. 事業内容

国内外で関心が高まっているプラスチックを始めとする海洋ごみ問題への対策のため、海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみ等の回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

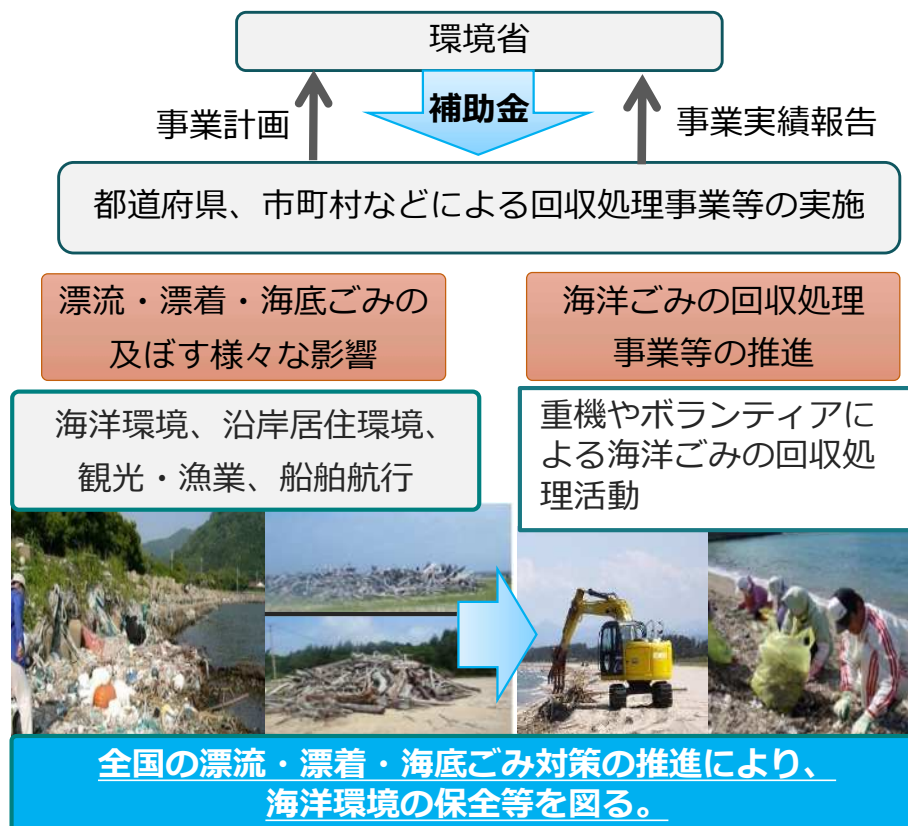
（補助率）

- 地域計画策定事業（都道府県のみ）・・・補助率 1/2
- 回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9/10～7/10、定額※
北朝鮮由来の確認漂着木造船については、補助率9.5/10～8.5/10
※漁業者等が行うボランティアにより回収された海底・漂流ごみの処理を行う場合は10百万円を上限とする補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業
- 補助対象 都道府県（市町村事業は都道府県を通じた間接補助事業）
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 電話：03-5521-9025

指定管理鳥獣捕獲等事業費



【令和5年度補正予算（案）2,300百万円】

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲等を支援します。

1. 事業目的

ニホンジカ・イノシシの個体数を令和10年度までに半減させる目標の達成等に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

2. 事業内容

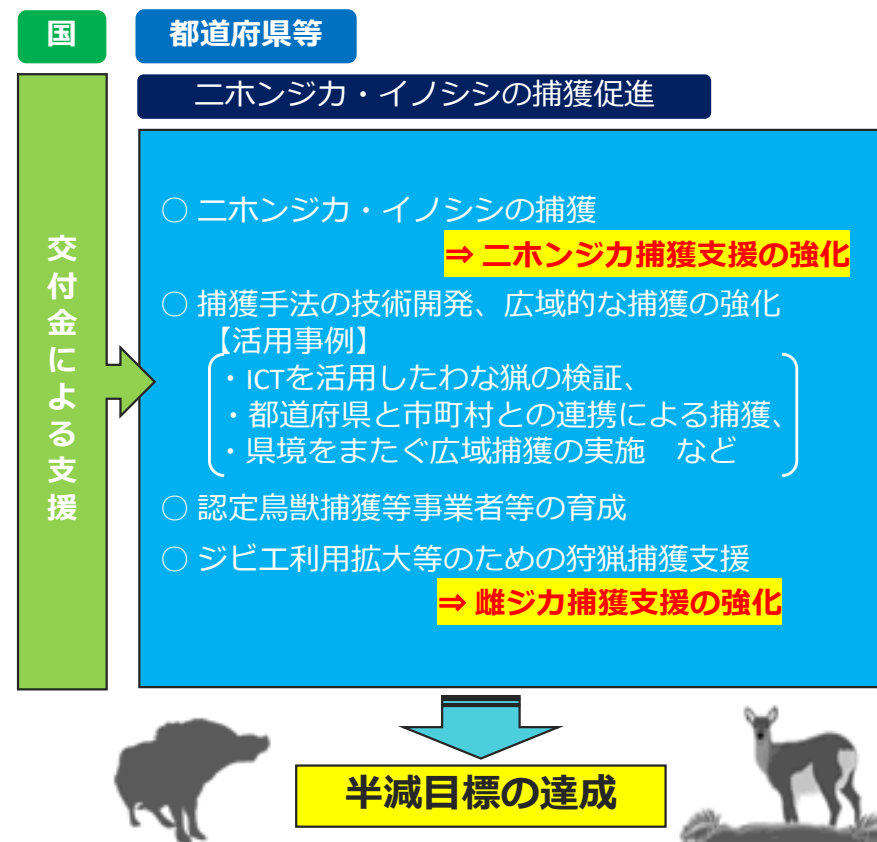
ニホンジカ・イノシシの半減目標（平成23年度比）の達成等に向けて、都道府県等が行う以下の取組について、交付金により支援する。

- ①指定管理鳥獣の捕獲等（ニホンジカ、イノシシ）
- ②効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発、市町村連携による捕獲、広域連携による捕獲）
- ③認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（捕獲技術向上のための研修会等）
- ④ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（食肉衛生の講習会等）
- ⑤ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲個体の搬入への支援及び捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/2、2/3、定額）
- 交付対象 都道府県、協議会
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先：環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 電話：03-5521-8285



【令和5年度補正予算（案）73百万円】

クマによる人身被害発生の抑制のため、効果的な管理を推進します。

1. 事業目的

- ① クマによる人身被害の発生を抑制するため、人の生活圏に出没するクマの効果的な調査や捕獲の検討等を実施する。
- ② 人の生活圏への出沒を抑制するため、放棄果樹等の要因物の除去等の計画を策定し、実施する。
- ③ クマの出沒に備え、関係者による連絡体制の構築、出沒した際に住民の安全を確保する体制構築を推進する。

2. 事業内容

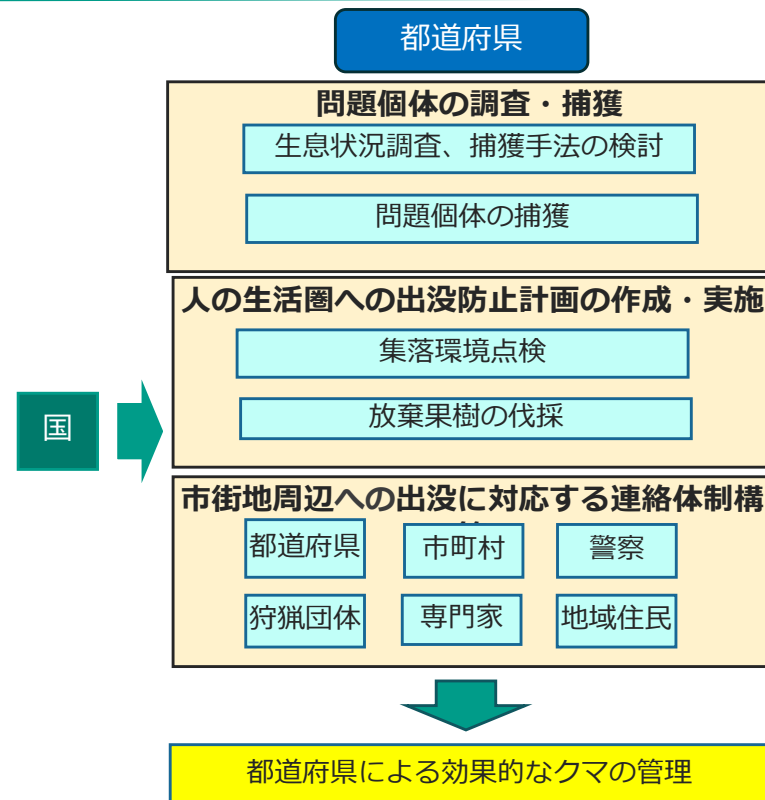
クマ類による人身被害の発生を抑制するため、人の生活圏に出没する個体の調査・捕獲、人の生活圏への出沒防止対策、出沒に対応する連絡体制の構築を推進する。

1. 問題個体の調査・捕獲
 - ・人の生活圏に出没する問題個体の生息状況調査（捕獲手法の検討を含む。）
2. 人の生活圏への出沒防止計画の作成・実施
 - ・集落環境点検、放棄果樹の伐採
3. 市街地周辺への出沒に対応する連絡体制構築
 - ・市街地周辺関係者の連携体制の構築、出沒を想定した研修会や訓練の開催

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室 電話：03-5521-8285

昆明・モンリオール生物多様性枠組の実施のための特別信託基金拠出金



【令和5年度補正予算（案） 650百万円】

昆明・モンリオール生物多様性枠組（GBF）の実施を支援するために、GBF基金に拠出します。

1. 事業目的

- ① G7首脳会合のコミュニケに支援が言及されたGBF基金にG7議長国としていち早く拠出を表明し、GBFの実現に向けて、世界的な取組をリードしていく姿勢をアピールし、本分野における我が国のプレゼンスの維持・向上。
- ② 昆明・モンリオール生物多様性枠組（GBF）を実施、支援するため基金へ拠出し、本枠組みの2030年ミッション「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動を取る」の実現に貢献。

2. 事業内容

昆明・モンリオール生物多様性枠組を実施、支援するための特別信託基金（GBF基金）に拠出し、昆明・モンリオール生物多様性枠組の世界的な実現に貢献する。

※生物多様性条約第15回締約国会議COP15（2022年12月）で採択された昆明・モンリオール生物多様性枠組の実施を支援するために、COP15における決議において、GBF基金を2023年に設立することが決議された。

※GBF基金は地球環境ファシリティ（GEF）が管理し、今後具体的な生物多様性保全に関するプロジェクトに資金提供がなされていく見込み

3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 GBF基金（GEFが信託基金を管理）
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

経緯

- ・ 2022年12月、CBD-COP15にて、GBFの実施を支援する特別信託基金（GBFファンド）を2023年に設立する決議。
- ・ **GBFファンドは2023年8月のGEF総会で設立が合意**

国際的な動き

2023年・G7首脳コミュニケ
「我々は、新しい基金へのあらゆる資金源からの拠出の重要性に留意し、2023年の地球環境ファシリティ（GEF）内におけるGBF基金の立ち上げを支援することにコミットする。」
・ 他先進国がGBFファンドにプレッジする動き。

国内の動き

自民党環境・温暖化対策調査会提言の記載
「昆明・モンリオール生物多様性枠組の確実な履行と我が国への信頼強化のため、資金の動員等への相応の貢献を果たすこと。」

● **GBF基金へ拠出**

GBF基金（GEF管理の信託基金）
GBF実現のためのプロジェクト支援

お問合せ先： 環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性戦略推進室 電話：03-5521-8275

特定外来生物防除等対策事業



【令和5年度補正予算（案）400百万円】

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除等を支援します。

1. 事業目的

- ・地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定、外来種リスト等の策定に向けた調査・検討等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現する
- ・昆明・モンリオール生物多様性枠組のターゲット「2030年までに侵略的外来種の導入率・定着率を半減」の達成

2. 事業内容

令和4年5月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の一部改正法が成立し、令和5年4月に施行された。これにより、都道府県は、我が国に定着した特定外来生物の被害防止措置を講ずることが、市町村はそれに努めることが責務となった。加えて、同法に基づき、国は地方公共団体における施策の支援に必要な措置を講ずることが責務となった。

新たな世界目標「2030年までに侵略的外来種の導入率・定着率を半減」や同法に基づくこれらの責務規定を踏まえ、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む特定外来生物防除事業について、交付金により支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/2）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ





【令和5年度補正予算（案） 150百万円】

PFASの存在状況に関する調査の強化等、PFASに関する更なる科学的知見等の充実を行います。

1. 事業目的

総合戦略専門家会議における「今後の対応の方向性」のとりまとめを受け、約1万物質あるPFASによる環境からの健康影響を未然に防止するため、PFASの曝露評価を推進する。

2. 事業内容

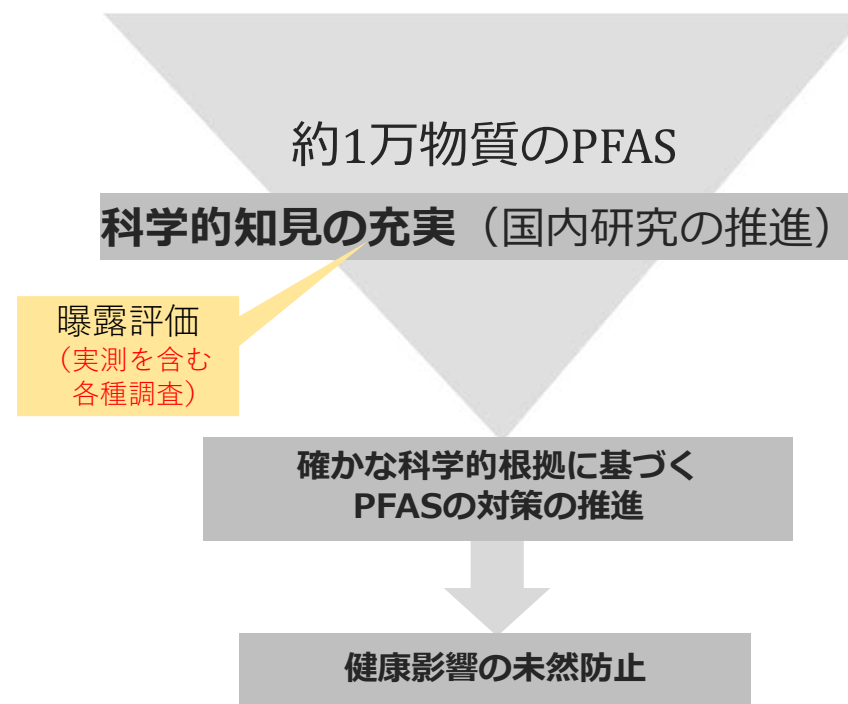
「今後の対応の方向性」が令和5年7月にとりまとめられ、PFASの存在状況に関する調査の強化等に速やかに着手する必要がある。また、今夏、新たに複数の自治体において、暫定目標値を超過する事例が確認され、曝露評価等を求める要望が強くなっている。

こうした状況を踏まえ、環境中のPFASの存在状況等の科学的知見の充実を図るため、曝露評価を実施するために必要な実測を含む各種調査や曝露低減に資する検討等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省水・大気環境局環境管理課

電話：03-5521-8313



【令和5年度補正予算（案） 600百万円】

化学物質のばく露等による子どもへの健康影響を明らかにするエコチル調査において、特に懸念される有機フッ素化合物（PFAS）について生体試料の化学分析等を加速化し、安全・安心な環境の早期実現等を図ります。

1. 事業目的

約10万組の親子の協力のもと実施しているエコチル調査で採取された生体試料について、健康への影響に関して科学的知見の集積が求められている有機フッ素化合物（以下「PFAS」という。）について生体試料の化学分析等を加速化し、化学物質による子どもの健康への影響の解明を進め、安全・安心な環境の早期実現等を図る。

2. 事業内容

- 約10万組の親子の協力のもと実施しているエコチル調査において、生体試料の化学分析等を加速化し、その影響を解明することで、安全・安心な環境の実現を目指すもの。
- 本事業では、PFASについて生体試料の化学分析を実施する。PFASは、健康への影響に関して科学的知見の集積が求められており、ばく露量とその健康影響の評価が急務となっている。
- さらに、PFASを含む化学物質の健康影響を正確に評価するためには、遺伝要因を加味する必要がある。PFASの健康影響の分析の加速化のため、遺伝子解析を加速化する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 運営費交付金
- 交付先 国立環境研究所
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

● PFASの化学分析

国内の子どものばく露状況は必ずしも明らかでなく、影響について評価が急務

● 遺伝子解析

化学物質の健康影響を正確に評価するために、遺伝情報を加味する必要性

化学物質の健康影響に関する分析を加速化

化学物質による子どもの健康への影響の解明が進み、安全・安心な環境の早期実現に貢献

媒体横断的な環境管理の課題への対応力の強化（国立環境研究所運営費交付金）



【令和5年度補正予算（案） 350百万円】

PFASや災害・事故時対応など、媒体横断的に評価・管理が必要な課題のための研究体制を整備します。

1. 事業目的

①パーフルオロ及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）や医薬品・パーソナルケア製品(PPCPs)など、水・大気・土壌等の媒体横断的な環境評価・管理が必要な課題解決に資する研究体制を早期に整備します。

②災害・事故時に発生する有害化学物質等の問題への媒体横断的な対応に早期に取り組むとともに、レジリエントな社会の構築に貢献します。

2. 事業内容

①PFASやPPCPs、農薬などは、それぞれ数千種もの多種多様な物質群で構成される。これらは、大気・水・土壌など複数の媒体間を移動してヒトや野生生物へ曝露され、免疫低下など様々な有害影響を引き起こしている。特にPFASは、環境及び産業双方にとって非常に重要度の高い物質群であり、その環境管理のあり方は社会的影響も大きく、生活環境への影響含め注目が高まっている。

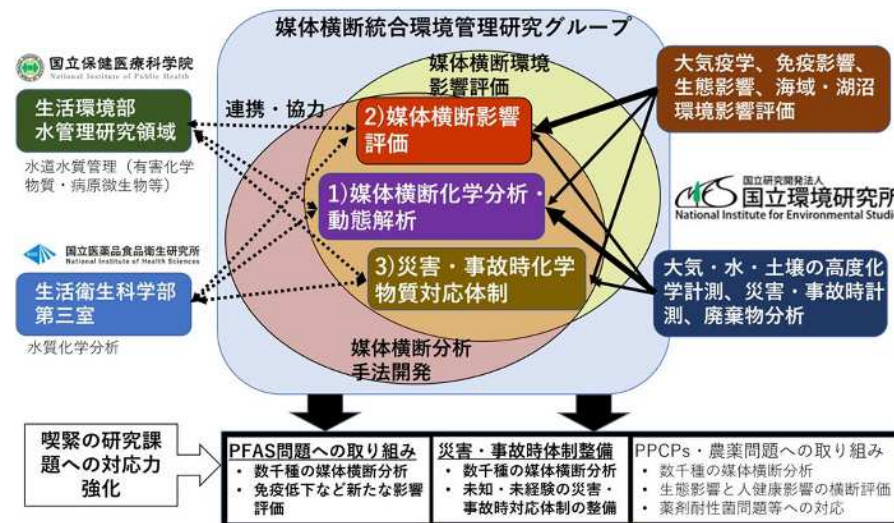
②特に災害・事故時は大気・水・土壌など媒体横断的な対応が求められるとともに、全国的な対応力の強化に向け、技術開発・普及、適切な情報提供に向けた体制の整備が必要である。そこで、大気計測、大気疫学、災害・事故時対応、免疫影響、生態影響、海域・湖沼環境影響評価などの国立環境研究所の研究力を結集し、国内外の研究機関等と連携・協力して喫緊の課題への対応力で世界をリードする研究体制を整備・強化する。

- 1) 水や大気、土壌などの媒体横断的な化学分析や物質の動態・曝露解析
- 2) ヒトや野生生物への媒体横断的な有害影響評価
- 3) 媒体横断的な災害・事故時の化学物質対応体制

3. 事業スキーム

- 事業形態 運営費交付金
- 補助対象 国立環境研究所
- 実施期間 令和5年度

4. 事業のイメージ



お問い合わせ先： 環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室 電話：03-5521-8238

次期環境省ネットワークシステムの構築事業



【令和5年度補正予算（案）828百万円】

ガバメントソリューションサービス（GSS）への移行に伴うデータ移行業務を実施します。

1. 事業目的

環境本省及び全国に所在する地方拠点をつなぎ、庁内のIT基盤として環境省職員等の利用者にサービスを提供するシステムであり、政府方針に従いガバメントソリューションサービス（GSS）を利用した次期システム構築のための構築支援及びデータ移行等を実施する。

2. 事業内容

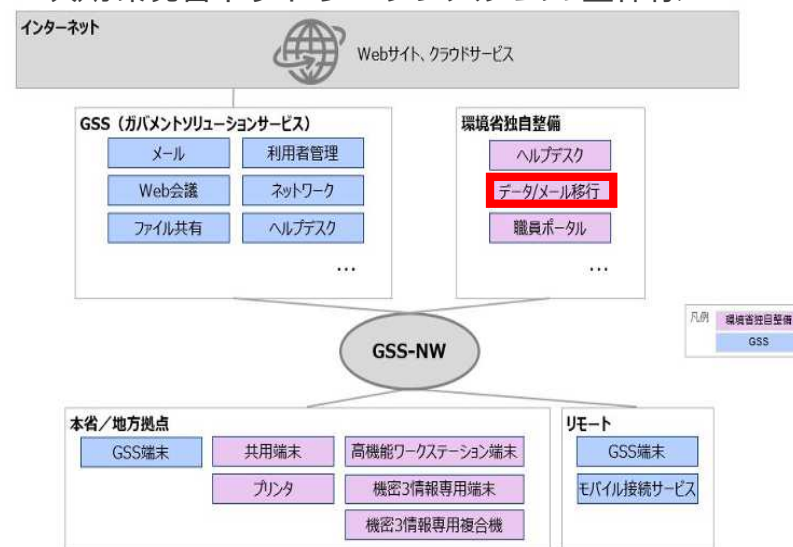
デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において、ネットワークについては共通基盤の活用としてガバメントソリューションサービス（GSS）の利用を行うよう定められていることから、次期環境省ネットワークシステムでは最大限GSSを利用するため、GSSにおける次期環境省ネットワークシステム構築支援及び現行システムから次期システムへのデータ移行をデジタル庁と協力して環境省側で実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

次期環境省ネットワークシステムの全体像



デジタル庁が提供するGSSを利用した環境省次期ネットワークシステムのイメージは上記のとおりであり、GSSにおける次期環境省ネットワークシステムの構築支援とデータ/メールのGSS移行を実施するもの。

お問合せ先： 環境省 大臣官房 総務課 環境情報室 電話：03-5521-8212

次期環境省ホームページの構築事業



【令和5年度補正予算（案）537百万円】

新たにクラウドサービスを利用した次期環境省ホームページシステムの構築を実施します。

1. 事業目的

環境省の政策情報等をホームページより対外的に発信することを目的としたシステムであり、政府方針に従いクラウドサービスを利用した次期システムを構築し安定的な稼働を実現します。

2. 事業内容

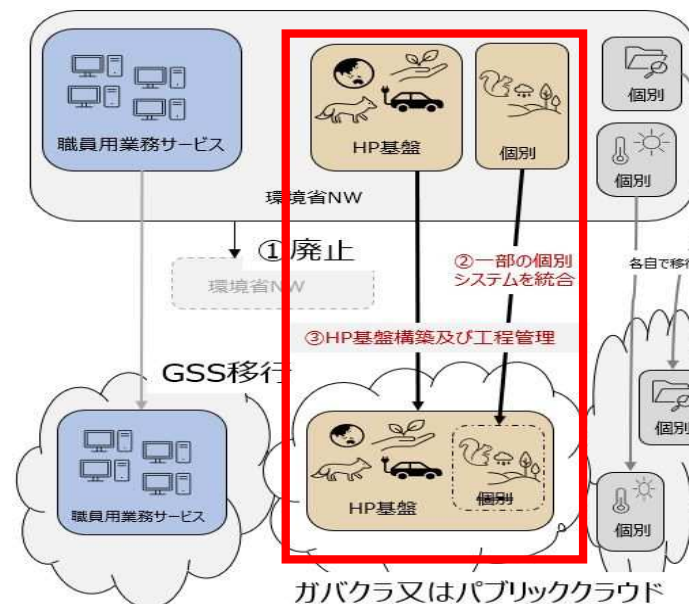
環境省ネットワークシステムより提供されるサーバ機器上で稼働している本システムについて、環境省ネットワークシステムのガバメントソリューションサービス（GSS）移行に伴い、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」に基づき、新たにクラウドサービスを利用した独自基盤の構築を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

次期環境省ホームページの構築イメージ像



環境省ネットワークシステムのGSS移行に伴い、事前にクラウドサービスを利用した独自基盤へデータ移行等を含めた構築を実施するものです。

お問合せ先： 環境省 大臣官房 総務課 環境情報室 電話：03-5521-8212

大気汚染物質広域監視システム整備事業



【令和5年度補正予算（案） 279百万円】



大気汚染や酸性雨の効率的な監視を担うシステムの機能を改修し、安定した運用を図ります。

1. 事業目的

大気汚染物質広域監視システムにより、測定データ、都道府県等が発令した光化学オキシダント注意報等やPM2.5注意喚起の情報をリアルタイムに収集しインターネットで公表することで、国民の大気環境に対する安心・安全を確保し、健康被害の未然防止に資する。

2. 事業内容

都道府県等においては大気汚染防止法に基づき、大気汚染状況の常時監視が行われている。

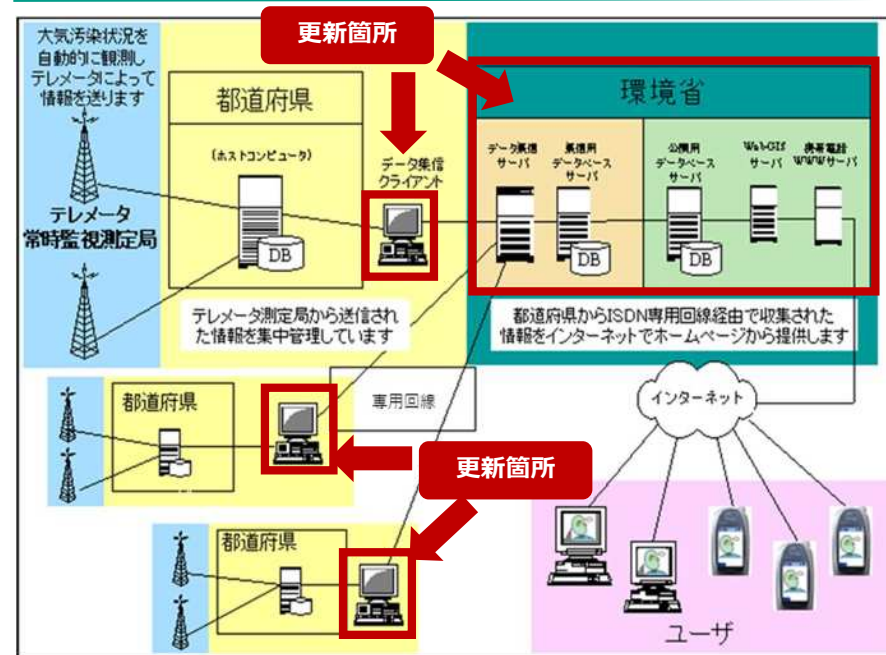
現在利用しているシステム用の機器の多くは、保守可能な年数を超えて利用している。障害が生じた場合に必要データの収集ができなくなるおそれがあるため、今後も安定した情報の提供を継続するためには、現在使用している機器の更新が必要である。

大気汚染の状況、光化学オキシダント注意報等及びPM2.5注意喚起の発令状況をリアルタイムに公表を行うことで、大気環境に対する安心・安全を確保し、健康被害を未然に防止することができる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 補助対象 民間事業者
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ 大気汚染物質広域監視システム（そらまめくん）



全国の大気汚染常時監視測定局（約1800地点）をネットワークで結び、大気汚染状況、光化学オキシダント注意報やPM2.5注意喚起の発令状況をリアルタイムで公表している。

【測定項目】 大気汚染物質、気象データ（風向風速、気温、湿度）

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 電話：03-5521-9021

次期捕獲情報収集システムの構築事業



【令和5年度補正予算（案）41百万円】

鳥獣保護管理法に基づく手続のオンライン化、地方公共団体等が収集する捕獲情報等の一元化を進めます。

1. 事業目的

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）等を活用し、鳥獣保護管理法に基づく各種申請・報告のオンライン化を進めます。
- ② 鳥獣の保護・管理を進めるため、地方公共団体等が収集する捕獲情報等を一元的に収集・管理します。

2. 事業内容

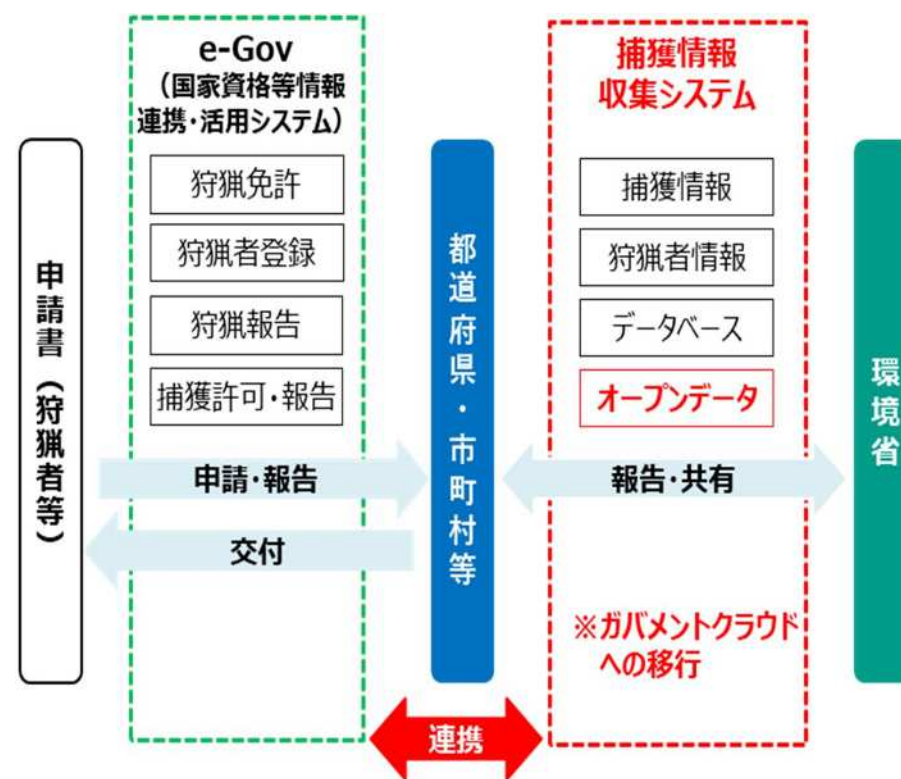
鳥獣保護管理法に基づく各種申請・報告のオンライン化を進めるとともに、電子政府の総合窓口（e-Gov）等と捕獲情報収集システムの連携を確保することで、地方公共団体等が収集する捕獲情報等を一元的に収集・管理する。

- 鳥獣保護管理法に基づく各種申請・報告のプラットフォームの電子政府の総合窓口（e-Gov）等への構築
- 電子政府の総合窓口（e-Gov）等と捕獲情報収集システムの連携確保に係る検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 自然環境局 野生生物課鳥獣保護管理室 電話：03-5521-8285

国立公園業務管理システムの更改に係る調査研究事業



【令和5年度補正予算（案）16百万円】

国立公園業務管理システムの更改に向けた調査研究事業を実施します。

1. 事業目的

- ・国立公園に係る事務の省力化や国民サービスの向上を目的に開発された国立公園業務管理システムは、運用開始から約20年が経過し、その間に行われた法改正やデジタル化等への対応が不十分であるほかエラー等が確認されている。
- ・こうした課題の解決等を図るため、現行システムの調査研究に着手し、早期のシステム更改につなげることを目指す。

2. 事業内容

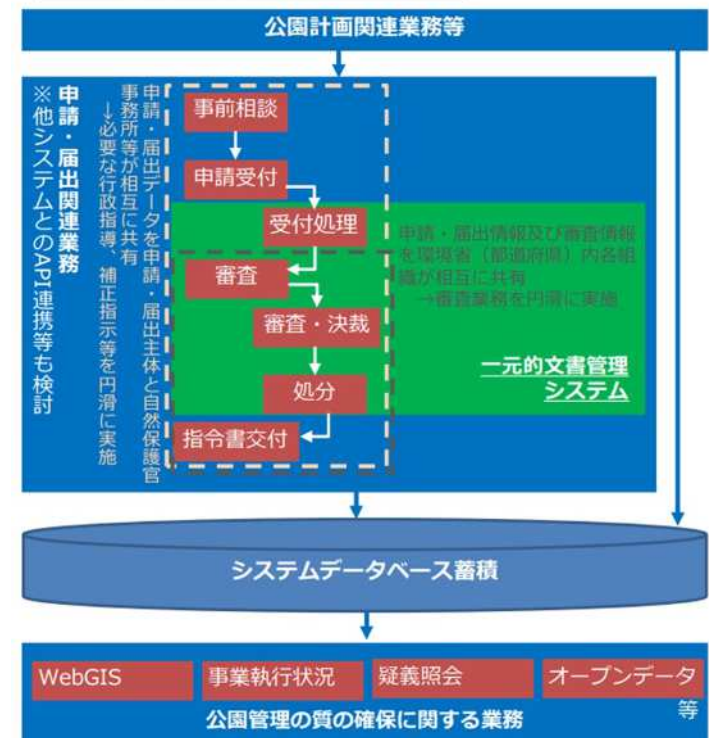
- 国立公園業務管理システムに関する現状調査・分析
 - ・ 国立公園業務管理システムに関する業務・課題等の調査（As-Is 業務フローの把握／課題・ニーズ整理（本省及び調査票による地方支分部局））
 - ・ 国立公園業務管理システムに関する技術調査（設計ドキュメント調査・整理）
 - ・ 次期システムの構想策定（To-Be業務フロー／システム全体図／次期システム構想まとめ）
 - ・ 課題の分析と解決方法の提案 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ、具体例

＜次期国立公園業務管理システム＞



お問合せ先： 環境省 自然環境局 国立公園課 電話： 03-5521-8278

バーゼル法及び廃棄物処理法事前相談システムの機能改修事業



【令和5年度補正予算（案） 48百万円】

事前相談システムの改修により関係行政機関との情報共有の即時性向上と効率的な情報の一元管理を目指します。

1. 事業目的

事前相談システムでは、廃棄物等の輸出入を検討している事業者からの事前相談内容を管理する。本事業においては、急増している不適正輸出が疑われる事案への対応能力強化と水際対策強化のための改修を行い、水際での対応を行う関係行政機関の情報共有の即時性の向上と、一元的な情報管理を実施できるようにして水際対応能力の向上・強化を図る。

2. 事業内容

- ・ バルゼル法に規定する特定有害廃棄物等、または、廃掃法に規定する廃棄物に該当する貨物を輸出入する場合には、環境大臣の確認や外為法に基づく承認申請が必要。
- ・ 環境省及び経済産業省による、廃棄物等の輸出入管理規制に該当するかどうか事前に事業者からの相談を受け付けるサービスを円滑に提供するため、本システムにて管理。
- ・ 近年急増している不適正輸出が疑われる事案への対応と水際対策強化のため、本システムの改修を行い、関係行政機関間での本システム上での即時的・一元的な情報共有を可能にし、水際対策の対応能力の向上・強化を図る。

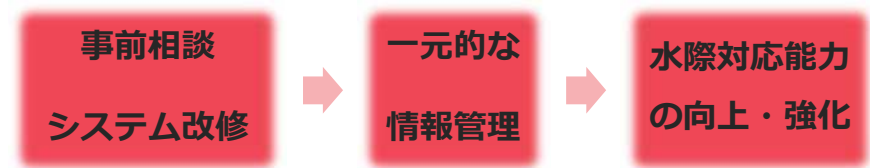
3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

規制対象物拡大による
事前相談件数増加

税関において
注意すべき貨物拡大



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 電話：03-5501-3157

産業廃棄物行政情報システムの機能改修事業



【令和5年度補正予算（案） 25百万円】

適切な廃棄物行政推進のため、国と都道府県等及び都道府県等相互間の情報共有を促進します。

1. 事業目的

- ① 都道府県等担当者が行う許可、処分等の情報交換を都道府県等相互間で速やかに行える仕組みの構築
- ② 本システムでの情報共有やさんぱいくんとのデータ連係を通じて都道府県等担当者が行う迅速な許可等事務に寄与
- ③ さんぱいくん、電子マニフェストシステムとのデータ連係を通じて排出事業者が行う優良な許可業者選定に寄与

2. 事業内容

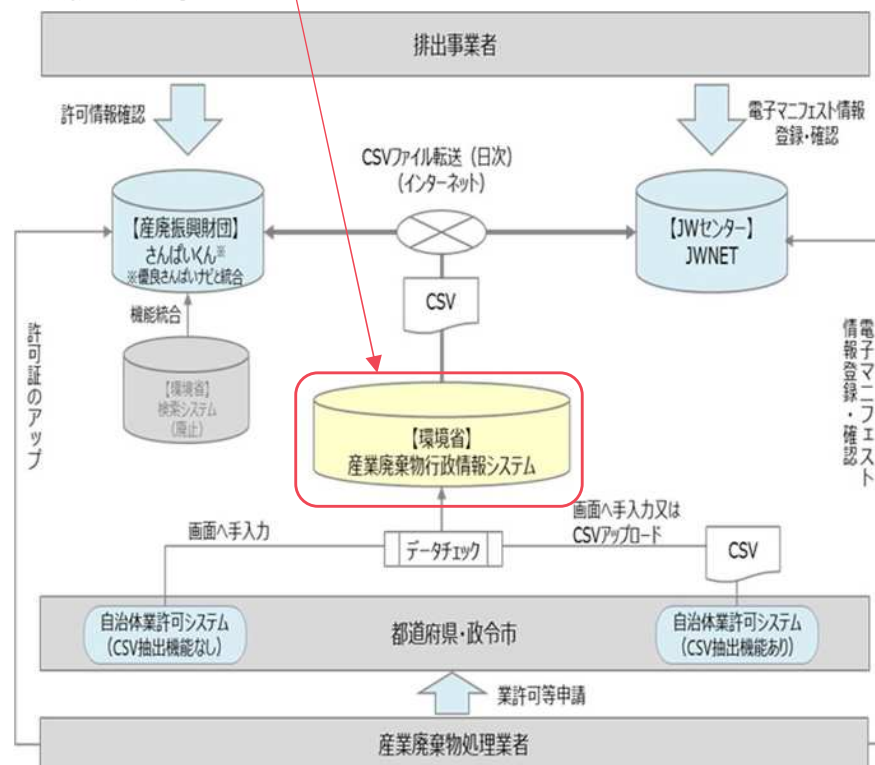
- ・ 国は、都道府県知事等が行う産業廃棄物に係る事務が円滑に実施されるように、国と都道府県等及び都道府県等相互間の情報交換を促進するとともに、必要な措置を講ずることに努めるものとされている。
- ・ 都道府県等担当者は、本システムにより産業廃棄物に係る他の都道府県等の許可、処分等の情報を速やかに得ることが可能となる。
- ・ 都道府県等担当者が、都道府県等相互間での情報共有を通じて対象業者に対して許可や取消等の処分を迅速に行えるよう、本システムの性能維持及び機能改善を行う。
- ・ 排出事業者が優良な処理業者を選定できるよう、さんぱいくん及び電子マニフェストシステムとのデータ連携を維持し、産業廃棄物の適正な処理に寄与する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

改修の対象とするシステム



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 電話：03-6206-1768

